

官報

号外

平成五年四月十四日

○第百二十六回 衆議院會議録 第二十号

平成五年四月十四日(水曜日)

議事日程 第十四号

平成五年四月十四日

午後一時開議

第一 貿易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 公職選挙法の一部を改正する法律案(梶山静六君外二十三名提出)、衆議院議員選挙区画定委員会設置法案(梶山静六君外二十三名提出)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(梶山静六君外二十三名提出)及び政党助成法案(梶山静六君外二十三名提出)並びに公職選挙法の一部を改正する法律案(佐藤観樹君外二十四名提出)、衆議院議員小選挙区画定等審議会設置法案(佐藤観樹君外二十四名提出)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(佐藤観樹君外二十四名提出)、政党交付金の交付に関する法律案(佐藤観樹君外二十四名提出)、政治倫理法案(佐藤観樹君外十八名提出)及び国会法の一部を改正する法律案(佐藤観樹君外十八名提出)の趣旨説明に対する質疑
(前会の続)

○本日の会議に付した案件

日程第一 貿易保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(梶山静六君外二十三名提出)、衆議院議員選挙区画定委員会設置法案(梶山静六君外二十三名提出)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(梶山静六君外二十三名提出)及び政党助成法案(梶山静六君外二十三名提出)並びに公職選挙法の一部を改正する法律案(佐藤観樹君外二十四名提出)、衆議院議員小選挙区画定等審議会設置法案(佐藤観樹君外二十四名提出)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(佐藤観樹君外二十四名提出)、政党交付金の交付に関する法律案(佐藤観樹君外二十四名提出)、政治倫理法案(佐藤観樹君外十八名提出)及び国会法の一部を改正する法律案(佐藤観樹君外十八名提出)の趣旨説明に対する質疑
(前会の続)

午後一時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 貿易保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、貿易保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(報告)を求めます。商工委員長井上晋方君。

貿易保険法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔井上晋方君登壇〕

○井上晋方君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、本邦法人等による発展途上国等に対する事業資金の貸し付け及び出資等が減少している状況に対処するため、貿易保険制度の拡充整備を図ろうとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、本邦法人等が行う外国法人等に対する長期資金の貸し付け等について、当該貸付金の回収不能に伴う損失等をてん補する海外事業資金貸付保険を新設すること、

第二に、海外投資保険について、てん補率の上限を引き上げること等であります。

本案は、去る二月十五日当委員会に付託され、四月七日森通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を重ね、昨十三日質疑を終了し、討論の後、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

公職選挙法の一部を改正する法律案(梶山静六君外二十三名提出)、衆議院議員選挙区画定委員会設置法案(梶山静六君外二十三名提出)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(梶山静六君外二十三名提出)及び政党助成法案(梶山静六君外二十三名提出)並びに公職選挙法の一部を改正する法律案(佐藤観樹君外二十四名提出)、衆議院議員小選挙区画定等審議会設置法案(佐藤観樹君外二十四名提出)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(佐藤観樹君外二十四名提出)、政党交付金の交付に関する法律案(佐藤観樹君外二十四名提出)、政治倫理法案(佐藤観樹君外十八名提出)及び国会法の一部を改正する法律案(佐藤観樹君外十八名提出)の趣旨説明に対する質疑(前会の続)
○議長(櫻内義雄君) 梶山静六君外二十三名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定委員会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案並びに佐藤観樹君外二十四名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員小選挙区画定等審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党交付金の交付に関する法律案並びに佐藤観樹君外十八名提出、政治倫理法案及び国会法の一部を改正する法律案の趣旨の説明に対する質疑を継続いたします。加藤弘一君。

〔加藤一君登壇〕

○加藤一君 私は、自由民主党を代表して、昨日の小淵三議員に続き、日本社会党・護憲民主連合及び公明党・国民会議から上程された政治改革関連法案に関する質問を行います。

選挙制度については小淵議員が質問いたしましたので、私は、主として政治資金についてお伺いしたいと思いますが、それに先立って、昨日行われました本会議における野党の質疑と答弁に關して若干の質問を補足させていただきます。

昨日の討論は、さすがに我が党及び社会党、公明党がエースを繰り出しただけあって、聞きごたえのあるものでございました。同じ問題に關して議員提案された法案をめぐり、交互に質疑、答弁を行うというこの方式は、問題の所在を明らかにする上で極めて効果的でありました。さらに、テレビ放送と相まって、国民の政治に対する関心を著しく高めるに違いありません。

率直な感想を申し上げれば、我が党の堀川さん以下の弁論は、論旨明快、つばを押さえた見事なできばえでした。(拍手)これに對して、社会党、公明党の提案者の弁論は、それぞれ個性的な魅力はありましたが、よく聞くと、あいまいで矛盾した点が多く、これではまだ政権をお任せできないと感じました。野球に例えれば、攻めはまず守り、守りはまずいまいちだと思われました。とはいえ、この国会は、国民が税金を支払って鑑賞するに足るゲームを展開する場となりつつあります。今後、特別委員会で一層活発な審議が行われることを期待してやみません。

さて、昨日、社会党、公明党の連立政権に関する弁論を聞かせていただきましたが、私には大きな疑問が残りました。それは、野党があくまで自民党の補完政党になることを考えているのか、それとも、野党諸党が連立して自民党と政権交代を行うことを考えているかという点でございます。この点があいまいでございました。一体、野党は今回の政治改革法案で、どの程度政治のダイ

ナミズムを期待しておられるのか、ぜひともこの点をお伺いしたいと存じます。(拍手)

社会党、公明党の提案者は、連立政権を組む場合には、勇断を持って政策の提携を求めるとの決意を表明されました。しかし、それは言うはやすく行は極めて難しいと思います。最大の障害は、野党第一党の社会党が、過去の遺物となった社会主義理念にいまだに固執しているという事実だと思います。(拍手)

争点の少ない政策については、どの党も他党と妥協し得るものであります。しかし、連立政権を組むには、対外政策、自衛隊、原発、PKOなど、重要な国家の基本政策についてすべて一致していなければなりません。そのためには、党の理念において相通じていることが必要であります。振り返ってみますと、左右両社会党は、昭和三十年、社会主義平和革命を旗印として統一いたしました。その後の社会党は、かなり複雑な道を歩んできましたが、いずれにせよ、社会党は社会主義を捨てることはなかったものであります。

しかし、冷戦の終えんとソ連邦の崩壊は、イデオロギーとしての社会主義に終止符を打ちました。私は、内外情勢の激変の中で、社会党が党理念の修正に苦慮してこられていることをよく存じております。しかし、昭和六十一年採択の「新宣言」では、「人間解放を目標とする社会主義は、人類普遍の原理」と述べ、その後、これを否定してはおりません。しかも、冷戦後の今、社会主義が人権を踏みにじり、自由民主主義が人権を守ってきたことは、だれの目にも明らかであります。

(拍手)にもかかわらず、社会党が社会主義に固執するのは、党内にまだ社会主義を信奉する隠然たる勢力が存在しているためだと思えてなりません。

社会党は、党理念としての社会主義を明確に否定されたのでしょうか。もしそうなら、いつどこでどのように総括されたのでしょうか、お知らせいただきたいと思ひます。質問いたします。ま

た、公明党はこの問題についてどう考えておられるのか、御意見を聞かせいただきたいと思ひます。

では次に、政治資金に関する問題の質問に入ります。

「政治と金」は、今日、国民の最大の関心事であります。国会の外においても、さまざまな議論が行われております。しかし、建前でなく本音の議論こそ真の解決への出発点です。何よりも、当事者自身が率直にこの問題に關する実態を明らかにしなければなりません。

第一に、現在の金にまつわる政治腐敗をどう考えるかという問題であります。

我が党は、自由民主主義と市場経済の大義という旗のもとに、志を同じくする人々や団体から、政治活動や選挙に必要な資金の提供を受けてまいりました。その過程で、我が党は何度か重大な行き過ぎや過ちを犯してまいりましたが、ほかに政権担当能力を有する政党がないことから、国民は、その都度結局我が党を許し、支持を続けてこられたのであります。このような状況の中で生まれた甘えとおごりこそ、最近の金丸前副総裁にかかわる弁明の余地のない事件の根本原因であります。今我々は、国民各位に対して申しわけない気持ちでいっぱいでありたい。

我々は、公私の混交を含むこうした政治腐敗の重要な原因の一つが、選挙や政治活動が個人中心に傾き過ぎていたことと考えると、政治資金の問題についても、政治家個人が政治資金を扱うことを禁じました。法案の成立に先立って、これを我が党に適用するため、一昨日、党内に公私の峻別委員会を設置して、具体的な検討に入ったところであります。法案では、また、政治家同士が資金調達団体間を通じて資金のやりとりをすることも禁止しました。私は、これによって、かねてから我が党の弊風とされてきた金による派閥支配、例えば派閥の領袖の持ち代配りなどが一切できなくなり、党運営の民主化が画期的に推進されるよ

うになるものと確信いたします。

他方、野党においても、大義を口実に、正當と言えない献金を受け入れるという誘惑に負けたことがあったように思われます。最近のロシアにおける秘密文書の公開や、旧ソ連の要人たちの談話などから、社会党が当時の友党だった旧ソ連共産党から献金を受けたという話が取りざたされるようになりました。もしそれが事実ならば、それは悪質な政治腐敗であり、国民に対する重大な裏切り行為であります。政治資金規正法が外国人及び外国法人から政治献金を受け取ることを全面的に禁じているのは、それが日本の独立や主権を脅かすからにほかなりません。(拍手)

旧ソ連にまつわるスキャンダルは、共産党の野坂元議長の間にもあります。疑惑が生じている以上、社会党は徹底的に調査した上、みずから事実関係を明らかにすべきであります。たとえ献金が日本国籍の団体や企業を経由した合法の装いをしているとしても、それが外国の意図に基づくものであった場合には、政治的にも道義的にも決して許されるものではありません。この点に対する社会党の見解をお聞きしたいと思います。(拍手)

第二は、金の入り、つまり政治資金の寄附に關する問題であります。

社会党、公明党は、企業献金こそ政治腐敗の元凶であるとの主張に立って、このたびの法案に企業や団体からの献金の禁止を盛り込みました。それは、政治献金は個人からのものに限定するということであります。しかし、我が国では、個人による政治献金の前に厚い壁が立ちだかっているのが現実です。個人献金だけで資金を賄おうという理想に燃えた政治集団が、目標のごく一部しか達することができず、この壁の前で立ち往生しています。せっかく所得控除の制度がありながら、個人献金をして、その申請をした人の数は、平成三年に有権者九千万人中一万六千人、つまり、一万人につき一人もいませんでした。

その原因は、子供のころから献金をするならわしのない我が国の風土にあるのかもしれない。累進率の高い我が国の所得税制によって、献金する余裕のある人が少ないからかもしれない。さらに、政党や政治家は自分たちより金持ちだという国民の通念のせいかもしれない。恐らくいずれも真実でしょう。私は、国民各界各層の大勢の人々からの個人献金が政治活動を支えるようになることを望ましいと考えますが、個人献金システムを育成するためには、まだまだ時間と努力として工夫が必要だと考え、政治改革特別委員会の場でじっくりと話し合っていくべきだと思ひます。野党の諸兄の意見をお伺いしたいと思ひます。

本来、政治活動や選挙の自由は政治に活力を生むエンジンであり、政治資金はそのエンジンを動かすエネルギーであります。エネルギーの供給を余りに規制して、政治家の意欲を萎縮させ、手足を動かなくしてしまえば、角を矯めて牛を殺すたぐいの結果になりかねません。

我が党は、企業も一つの社会的存在であって、政治活動の自由を持つものと考えています。企業や団体がその支持する政党や政治家に献金したいと思うのは自然の流れと言えましょう。先進諸国のはとんどにおいてこの種の寄附が認められておりますが、それは、企業からの節度ある寄附が政治活動を支える望ましい方法の一つだという考えによるものだと思います。

アメリカは、確かに連邦段階では企業献金を禁止していますが、PAC、ポリティカル・アクション・コミッティーと呼ばれる組織を生み出しました。これは個人献金の受け皿ですが、実態としては、企業がその幹部の給料をかき上げしてPACに供出させ、その分を政党や政治家に寄附しているため、企業献金の抜け穴となっていると聞きます。我が国の場合にも、もし企業献金の全面禁止によってこのPACのようなものができてしまえば、政治資金の透明度は、その意図とは逆に低下

することでしょう。今最も重要なのが政治資金の透明性の確保であることを考えれば、政治改革の本旨と相反すること甚だしいと言わなければなりません。これらの理由から、我が党は、企業・団体献金の全面禁止には賛成しかねます。野党諸兄の見解をお聞かせください。

第三は、いわゆる金の出、すなわち支出の問題であります。

金のかかるもの一つとして、後援会などが催す三千人集会、五千人集会などの大会会費があります。私は、政治家と有権者が触れ合うことができないこのような集まりは、一種の祭りであり、頭から否定してはならないと思ひます。しかし、問題は、これに対する金のかけ方です。例えば、人集めのポスター張りにかかる経費が一枚当たり二百円とすると、一万枚張れば二百万円になります。会場費が最低数十万円、音響設備のいいところを借りればぐっとはね上がり、バス代が一台十万円とすると、六十人乗りとして三千人動員すれば五百万円です。そして、昼食のお弁当代が、一人当たり八百円ならば、三千人分で二百四十万円あります。そのほか、人件費、印刷代などがあり、一回の集会で優に一千万を超えてしまします。参加費は徴収しても、往々にしてそれで賄えるのは一部にすぎません。残りの費用は、ずいしりと主催者の肩にかかっています。このほか、自分の名前を有権者に知ってもらうために広い地域にポスターを張りめぐらせれば、それだけで一千万円以上かかるなど、金は本当に湯水のように出ていきます。これでは、どんな金にでも飛びつきたくなる病的心理状態に落ち込むのは当然であります。

我が党及び社会党、公明党の両政治改革法案のいずれにも、政党に対する公的資金の助成案が盛り込まれていますが、その資金の源は国民の貴重な税金であって、このような病気の治療費ではないはずで、我々は、単純小選挙区制の実現がその病状を軽くするものと考えておりますが、それを完全に直すには、政治家の健康回復への強い意志が必要であることは申すまでもありません。対策はただ一つ、それは、政治家の理念や見識、政党の政策や活動に賛成して手弁当で活動するボランティアの組織化だと私は思ひます。先進諸国のはとんどにおいては、このようなボランティア組織が政治活動や選挙の母体であり、民主主義を国民の側から担保する力となっています。我が国が他国に対して真に民主主義を誇れるのは、このボランティア組織が草の根レベルで生き生きと活躍するようになってからのことのような気がしてなりません。

社会党など組織政党の場合は、政治活動や選挙に労働組合という形のボランティア組織が働いているように見えますが、事実上、動員されている労働組合員に対して、組合から何らかの形の手当が支給されているケースがあると聞きます。労働組合の経理が公開されない限り、我々はそうした事実の有無を確認することができません。社会党には関係労働組合経理の一般公開を促進する意思があるかどうか、お伺いしたいと存じます。

私は、恥を忍んで、金のかかる具体例について申し上げました。野党の諸君とこのような支出の現実について話し合いたいと存じますが、いかがでしょうか。

私が国会に籍を置くようになってから二十年余がたちました。この間、まだ子供が小さいころには、毎年、学校から家庭調書というものが回ってききましたが、私は、その中の「父親の職業」という欄に何と書くのかいつも戸惑いを覚えつつ、「衆議院議員」と書いてきたことを思い出します。今から考えれば、本当は、議員とは職業ではなくて身分ですから、その欄には「政治家」と書くべきところでありました。にもかかわらず、「衆議院議員」と書いたのは、議員という身分にささかの誇りがあつたせいかもしれません。しかし、最近のように毎日マスコミから茶化され、国民から疎まれてる現在の国会議員は、自分の仕事に対する誇

りはおろか、自分が何であるかのアイデンティティすら次第に失いつつあるように感じられます。国会議員の使命は、行政では吸収できない人々の声を敏感にキャッチしてそれを政治に反映すること、国民各界各層間の利害調整をスムーズに行うこと、そして、その上に立つて国の基本的な指針を決定することにあります。国民の信を得てこの重大な任務を遂行するには、政治家自身がみずから変革し、誇りを持てる人間に生まれ変わることが何より必要だと思ひます。

政党もまた、似たような状態にあります。東西対立を背景とした保守革新の時代は終わりました。我々は、首相官邸に赤旗を立てさせるなどというようなかつてのスローガンを過去のものにしたいと思ひます。野党にも脱ぎ捨てるべき古い衣があるのではないのでしょうか。政党にも、みずから何であり、いかにあるべきかを問い直すときが来ていると思ひます。

今日我が党が進めようとしている政治改革は、単に法律や制度の改革だけではありません。政治家と政党の改革をも含めた新しい時代への全面的な改革です。また、我が国の風土への問いかけでもあるかもしれません。そのような時代に国会に籍を置いていることを考えると、私は、言い知れぬおそれと一種の震えのようなものが体の中を走るのを感じるのであります。

ぜひとも、野党の皆さんからも本音の話を、生の言葉でお聞かせいただきたい。最後に、政治改革にかける野党各党の決意のほどをお尋ねして、私の質問といたします。(拍手)

〔佐藤鶴樹君登壇〕

○佐藤鶴樹君 ただいま加藤議員の最初の御質問は、社会党は社会主義を捨てていないのではないかと、こういう質問でございました。総理になる機会もあるのではないかと、あるいは前官房長官の、あるいは今与党の幹事長代理をしていらつしやる加藤さんの御質問とは、私は正直言つて思えないのであります。

加藤さんが学生運動をやっていたら、その社会主義という言葉を、この言葉の中には、多分に日本のマスコミというのは、社会主義という言葉と共産主義という言葉とを大差混同して使っているわけでございます。

我が党の基本理念は、御指摘がございましたように、昭和六十一年の党規約の前文にも明示してありますように、「社会主義の最も民主的な姿である社会民主主義を選択する」ということを新宣言で言っておるわけでございます。この社会民主主義の理念というのは、皆さん御承知のように、自由、公正、連帯、これを基本理念としておるのでございます。ヨーロッパの各国ではこの社会民主主義の理念ののちで政権を握るものとしておるのであります。(拍手)まさか自民党の皆さん方がそのことを知らないわけはないと私は思うのでございます。もし、皆さん方が社会主義という言葉を、ソ連型の一党独裁とか、市場原理を使わないとか、そういうことで御理解をいただいているとしたら、これは全くの間違いでございます。一九八六年の新宣言ではっきりとこれは完全に決別をつけている、このことをよく御理解をいただきたいと思うわけでございます。(拍手)

次に、加藤議員から、ソ連から政治資金が出ていたのではないかと御質問がございましたけれども、言うまでもなく、自国の政治活動に外国の政治資金を使用することは、あってはならないことであることは当然言うまでもありません。議員御指摘のように、私たち社会党は先月ちゃんとソ連の方に調査団を派遣をいたしました。結論を一言で言えば、全く御心配をいたしたくような、ソ連から政治資金が渡っているという事実はない、このことを、この場をかりましてはっきりさせていきたいと思います。(拍手)元ソ連共産党の国際部日本課長でありますセナトフ氏、それから元ソ連共産党国際部の副部長でありますコワレンコ氏、こういった関係者と我々調査団はじかに会って、ちゃんとこのことを聞いてきてお

るわけでございます。

それどころか、なぜこの問題を今こころ出しているのか。佐川なり金丸の大脱税ののみ消しとして自民党はこういった問題、古証文を持ってきたとしか私たちは思えないのであります。(拍手、発言する者あり)おいおい今翻訳をしておりますから、さらに発表させていただきますけれども、今自民党の皆さん方はやじつておられるけれども、加藤議員の所属しております派閥の前議員、この名前もはっきり文書には出てきておるわけでありまして、それを皆さん方の資料は全部消しておるわけでございます。このことをはっきり申し上げさせていきたいと思います。(拍手)

加藤議員の方から、個人献金というのは日本の社会になじまないのではないかと、こういう御指摘がございました。確かに個人献金というのは、まだ政治活動に十分というほどなかなか機能していないことは、私たちも十分存じております。したがって、おのおの政党として、党費なり事業収入なりあるいは個人の寄附なり、こういったものをものごととやはり集めるということもしていかなければなりません、あわせてまして、加藤議員御指摘のような日本の風土でございますから、足らざる点は、政治スキャンダルを呼ぶような企業・団体献金ではなくて、公的な助成、いわゆる国民の皆さん方の御理解をいただいて、民主主義のコストとしてひとつこれはぜひやっていく必要があるのではないかとこのように思っているわけでございます。(拍手)

加藤議員から、そう法律で縛るだけ縛ったってお金は下に行くだけではないか、こういう趣旨の御質問がございましたけれども、一体、今の金権政治、腐敗政治というものを皆さん方はどれだけ理解をされているのでしょうか。(拍手)こういうことでは本当に、私たちは、国民が要望しております政治改革というのはできないと思うのであります。

法律を守れない人は、公民権の停止なりあるいは立候補制限なりという腐敗防止のちゃんとした法律がセットをされておって、したがって、私たちは、こういった立候補制限あるいは公民権停止というところを通じて一定の限られた資金の中で政治活動をする、このことが守れない人は政界を出ていっていただく、こういう法律になっておるのではありません。これは、自民党の案でも公民権停止がついておるわけでございます。(拍手)

盛んに、企業、団体は社会的存在だと言います。私たちも、社会的存在ということを決して否定はしていません。しかし、それによって、企業献金がなされたことによって今腐敗の温床はこのような状態でおるのじゃないでしょうか。しかも、自民党案によれば、加藤議員御指摘になりましたように大変な、三千人集会とか五千人集会とか一千万円以上かかるといふ具体的な例を加藤議員からお話がございましたが、皆さん方の法案では、政党を通じて、今の企業、団体から、政党を通せば今までの倍以上集まるということをやれるようにしておるわけでございます。逆に、御質問があったように、一千万円以上かかる三千人集会とか五千人集会というのを、どんどん自民党さんの方が党を通したお金でやろうとしているんじゃないでしょうか。これで一体政治改革というのができるのか。結局金の力によって政権を維持しよう、こういう発想に立っている、こう私は言わざるを得ないのでございます。(拍手)

御指摘をいただきました労働組合の関係の問題でございますけれども、我が党が選挙を行う場合には、労働組合が大会あるいは執行委員会を通じて、民主的な手続で御推薦なりあるいは御支持をいただいておりますことは事実でございます。私たちは、非常にこれは感謝をしておりますのでござい

ます。

御指摘のように、どういう手当が出てくるのか、具体的なことは私たちわかりません、労働組合の中でやっていただいていることでござい

金を払う、こういうようなことはないわけでございます。皆さん御承知のように、労働組合法の第五条によりまして、労働組合の会計というものは全部公開されているわけでありまして、そのことを申し上げておきたいと存じます。

最後に、政治改革に対する我が党の決意について御質問がございました。

昨日、御答弁申し上げましたけれども、この政治改革、まさに国民の皆さん方はもう何ともしようがないという、まさに大変な議会民主主義の危機感の中でお互いにこれは議論をしておる状況でございます。したがって、一日も早く、一日も早く十分討議を重ね、そして二十一世紀の日本の政治、いや、あすの日本の政治をお互いによみがえらせるために、何ともしようがない一括提案をし、一括成立をさせ、そして一日も早く日本の政治をよみがえらせるために、お互いに議員諸公の十分なる討議と、そして成果を得ることを私たちの決意として申し述べさせていただきますと存じます。

以上でございます。(拍手)

〔渡部一郎君登壇〕

○渡部一郎君 加藤弘一議員の御質問に対してお答えしたいと存じます。

先生から質疑の御要旨はいただいておりますのでござい

おおもむね、現在ECにおける連立のやり方と
いうのを見ておきますと、連立のためにはあらか
じめ協議をするのが普通でございます。というの
は、国民から見て、選挙が終わって突発的にどこ
かどこかが組むなどというのは耐え得ない、選

る議論においても明らかなように、大變なレベルのものになると存じます。党内で議論をしておは済むという時代ではなくなると存じます。そして、政治への信頼性がこうした形で取り戻されなれば、国民の議会制民主主義の再建設ができない。

平成五年四月十四日 衆議院會議録第二十号

公職選挙法の一部を改正する法律案(佐藤編樹君外二十四名提出)外五案の趣旨説明に対する加藤一君の質疑 公職選挙法の一部を改正する法律案(堀山静六君外二十三名提出)外三案の趣旨説明に対する堀込征雄君の質疑

ものと喜んでゐる次第でございますが、まことに難しい道でございますが、頑張りたいと存じます。

言うはやすく行ふはかたしと仰せになりました。確かに、言うはやすく行ふはかたしかもしれません。しかし、五十年失敗したことが肝心かなめなこと、そう簡単ではないと私も思います。しかし、困難だからといって話し合いを避けていて、どうして前進ができるでしょうか。困難だからこそやる、困難だからこそ一歩前進をする、それこそ未来の日本人に対する私たちの世代の回答でなければならぬと思うわけでございます。

また次に、先生は、現在の金に係る問題につきまして大変率直なお話をしてくださいました。重大な行き過ぎが何回もあった、そして、ほかに政権担当能力を有する政党がないから、その都度結局我が党を許したと述べられました。本心に許したのかどうかは問題だと私は存じます。

ただ、公職の競別委員会を設置して具体的な検討に入つたとお述べになりました。今ごろになつて公職の競別委員会をつくられたことは、私は重大な欠陥だと存じます。しかし、その立ち向かう勇氣に対しては敬意を表したいと存じます。つまり、この法案の、自民党案の中には、公職の競別がいいかげんであります。これでは、この法案が通つたとしても、決して国民の理解は得られないだらうと私は存じます。

また、先生は、本当に直接的に、いろいろ苦心をせられまして、自分の一つの後援会の例を、五千人集会の例を挙げられまして、率直なお話をなさいました。私は、この率直なお話に率直にお答えしたいと存じます。

大集会をやるにはお金がかかります。もう何と言おうともかかります。それを放置しておけばどんなことになるか。ボランティアの青年たちに大きな負担がかかるか、あるいはどこからかお金を持ってきてそれを片づけるか、あるいは踏み倒す

か、その三つしかないでしょう。それを無視して議論するわけにいかない。まさにおっしゃるとおりだと私は存じます。だからこそ私たちは逆にどうしているのか、私たちは率直に言いたいので

これにお金をかけるのは間違いないんだ。まず金をかけるのだけはやめましょうや。そして、昼飯の弁当を出す、昼飯の弁当が一人当たり八百円ならば三千人で二百四十万ですとおっしゃつた。これは具体例でおっしゃつていただいたから話がいいのです。八百円の弁当を配るのは、これは買取であります。最高裁の判決によれば、きんぴらごぼう事件というのがございまして、きんぴらごぼうを一つまみずつ村の人へ上げて有罪にされた例があるではありませんか。やつていけないことをやつちゃいかぬ。弁当代などを出すのはやめる、それぐらいの規制は当然決意すべきなのが本筋だと思ひますが、いかがでしょうか。

(拍手) バス代もいけません。バス代もいけません。バス代を選挙時に使うことは買取罪であるという判決が既にあります。バスを出してはいけません。そんなことぐらいは、法律を順守する我が国国會議員としては当然の良識でなければならぬ。

そうすると、残るのは会場費だけなんです。会場費だけなら数十万円とここに書いてある。数十万円なら出せるじゃありませんか。どうして出せないことがあるのか。

私は、その意味では、議員は今や清貧に甘んじる決意が必要なのであつて、そしてその清貧とは、運動における清貧がなければならない。きのう申し上げましたように、お金がかかるのではなく、かけ過ぎるのが問題なのであります。国会議員の演説会、ああほろい会だ、国会議員の会だ、ああ弁当が出ない、これが常識化されるように、我々は議論の間ではありますが、やろうではありませんか。(拍手)

先生はこうもおっしゃいました。政党に関する公的な助成金がこの社会には盛り込まれてゐるが、その資金の源は国民の貴重な税金であつて、こうした大集会の料金に對して払うというようにな、病気の治療費ではないという話であります。僕は、金丸副総理がおっしゃつた言葉をまだ覚えてゐます。政治資金に關して、恐縮だけれども、こういう政党助成金などというものが安易に行われるならば、泥棒に追い銭と言われることだつてあり得るとあの方はおっしゃつたのです。私はすばらしい意見だと思ひます。

私たちは、選挙運動について、自分たちの政治活動について、清貧に甘んじる態度をもつてこれに應じなければならぬ。そしてそれと同時に、この論議の間にお互いの合意を詰める決意がなければならぬと存じます。その意味で、私どもは大きくみずから戒めるとともに、合意に向けてさらなる努力をしていきたいと存じまして、尊敬すべき自民黨議員の御質問にお答えさせていただきます。(拍手)

ありがとうございました。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 堀込征雄君。

○堀込征雄君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、自由民主党堀山静六氏外二十三名提案の政治改革関連四法案について質問いたします。

さて、言うまでもありませんが、相次ぐ政治腐敗事件は、国民の政治に対する怒り、不信となつてあらわれ、まさに日本の政治は危機的な状況にあります。今や政治改革の実現は、私ども国会に籍を置く者にとつて国民への責務であり、是が非でも実現しなければならぬ命題であります。

今日、私どもは、戦後半世紀にわたつて積み上げてきた体制を全面的に見直し、新しい時代を展望し、切り開かねばならないときにあり、私どもは今度の政治改革を通じて、腐敗と汚職の構造を

断ち切るとともに、内外の課題に的確に対応できる理念と理想に燃え、リーダーシップのある政治を実現しなければなりません。

しかも、政治腐敗の根深さは、金丸事件で明らかになつたように、公共事業を請け負う業界、業者がその請負額の一定額を政治献金として、あるいは裏金として納めるという、あきれるばかりの実態が明らかになつたのであります。私どもは、こうした政官財癒着の構造を根底から変えなければなりません。地方分権を推進するとともに、国会を国民の目に見える開かれたものにする政治改革法案は、そうした戦後の政治、経済、社会全体の改革の第一歩であることを確認し、どうしても実現しなければならぬことを、まずともに肝に銘じたいと思ひます。

さて、自民党の法案について幾つか伺ひます。まず、政治改革に対する姿勢と熱意についてであります。

政治改革をどうしても実現しなければならぬ課題としてこの法案を提出されたことと思ひます。しかし、そのためには、今日の腐敗政治を招いたみずからの深い反省と、改革のための自己犠牲の精神と、党利党略、私利私欲を超える高い政治理念が必要であります。とりわけ、政権与党として長年にわたつて政権を担当してきた自由民主党こそが、謙虚な立場に立つて、国民や野党の声に耳を傾け、譲歩し、少数党に配慮する姿勢がなければ、政治改革は実現しようはずであります。

しかるに、自由民主党が今回提出された法案は、四法案一括処理を前提とし、単純小選挙区制を柱としております。みずからの議席が大幅にふえ、少数党は大幅に議席が減る制度を持ち込むなどということは、当初から政治改革を実現する熱意と決意を持ち合わせていないと断ぜざるを得ませんが、いかが考えますか。(拍手)

しかも、政府提案ではありますが、海部内閣のときに小選挙区並立制を提案したのは一昨年八月のことではありませんか。わずか一年余りの間に単純小選挙区制に変えた真意はいかなる事情によるものか、伺いたいのではありません。

今日の日本の政治に対する国民からの不信を思うとき、議員自身が身を切る覚悟、身を切っても改革を実現する決意がなければなりません。にもかかわらず、五百の小選挙区をつくって、自分が長年培ってきた地盤にしがみつき、自己の議席、自己の利益だけを守ろうとする単純小選挙区制を断ることは、改革とは無縁の自己保身、自己利益のためのものと言わざるを得ないのであります。政権党として、多数党として、真に日本の政治の歴史的改革の実現を望むならば、あるいはまた真剣にこの時期を失してはならないと思うならば、まず党利党略、私利私欲を捨て去ることであります。すべての野党が反対し、成立するはずもない単純小選挙区制を取り下げることであります。

そこで、伺います。四法案一括ということですから、単純小選挙区制が通らなければ、せっかくの政治改革が、そしてまた時代の改革が流産するということになります。この四法案は、単純小選挙区制が通らない限り、廃案にする決意なのかどうか。たとえそのとおり廃案になっても構わないと考えているのかどうか。もしそうだとすれば、提案者の政治改革は見せかけのものであり、国民を欺く以外の何物でもないと思いますが、いかが考えますか。

次に、小選挙区制の制度そのものについて伺います。

顔が見える、政権の安定が図れる、政権交代が起きやすいと主張されました。しかし、実際に政権交代が起きやすいかどうか、詳細に検討されなければなりません。きのうの答弁で、参議院の一人区の場合をとって、小選挙区制は政権交代が起きやすいと主張されました。しかし、参議院の一人区での結果は、昭和五十八年、第十三回選挙、自

民党が二十四名、野党二名の当選であります。昭和六十一年、第十四回選挙、自民二十三名、野党三名、平成四年、第十六回選挙、自民二十四名、野党二名という結果であります。たった一度、平成元年の第十五回通常選挙だけ自民三、野党二十三と逆転しているだけであります。

つまり、一人区での選挙結果は政権交代が起こりにくい。圧倒的に政権党に有利である。仮に政権交代が起きるとしたら、八九年選挙などのように、消費税導入など政権党の失敗があった場合のみ極めて劇的に起こるということを示しているにすぎません。むしろ、小選挙区制は圧倒的に政権党に有利であり、政権交代は起こりにくい制度であることを示しています。しかも、八九年の選挙結果だけを見れば、併用制でも比例代表制でも政権交代が起きていたのではありません。小選挙区制だから政権交代が起きやすいという理由にはなっていないのであります。

もう一つ、諸外国の例を見ても、例えばきのう石井議員が答弁をされました、クリントン政権への大統領制での政権交代の例をお取り上げになりました。しかし、アメリカの下院では、一九五四年以降四十年間、民主党が多数を占めているのであります。議院内閣制であれば政権交代は起きていないのであります。イギリスにおいても、一九七九年以来政権の交代が起きていません。しかもイギリスでは、北部が労働党、南部が保守党と地盤化が進んでおり、政権交代に実際に参加できるのは一部の伯仲した選挙区の選挙民のみという実態があります。つまり、小選挙区制は、アメリカでもイギリスでもうまくいっていない、いわば時代おくれの制度になりつつあるという実態を見る必要があるのではないかとこのように思うわけでありです。(拍手)

小選挙区制ならば政権交代が起きやすいというのは、一体どんな論拠で言われるのか、具体的に、実証的に明確な答弁をいただきたいと思ひます。次に、小選挙区制の欠点は、宿命的な弱点とし

て、多くの死に票を生み、国民の声が適正に議席に反映されないという点であります。五十一%の得票で完全に当選するだけでなく、多党化のもとで三〇%台の得票で当選可能であり、六割から七割の国民の声が国政に反映されないことになりま。しかも、三乗比の法則と言われる、得票数に比して議席数は多数党に三乗に計算され、過大議席が生ずるといふ結果となりますから、ますます多数党に過大な議席が集中することになり、一党独裁が進むことになりま。マスコミのシミュレーションでも、九二年の参院選をもとに試算すると、仮に五百の単純小選挙区制を実施すると、自民党が四百五十以上の議席を占めるだろうと予測をしています。これでは日本の民主政治を推し進めることにはなりません。

こうした多数党に過大な議席が集中することについて、あるいは少数党の議席がほとんどなくなることにについて、それは全く問題ないと考えているのかどうか、明確な答弁をいただきたいと思ひます。

小選挙区制の持つこうした欠点を補うため、世界各国で比例代表制もしくは両者の組み合わせ型に進展してきたのが、世界各国の選挙制度の歴史であります。現在、小選挙区制が採用されてきたイギリス連邦諸国でも見直しを検討され、特にニュージーランドでは、国民投票により単純小選挙区制から比例代表併用制への移行が多数を占める事態になっているわけでありま。もともと選挙は、国民の声を代表する代表機能と、その国民の政治的意思を政権として統合していく統合機能が必要であります。社会両党提案の併用制こそ世界の趨勢であり、政権交代可能な、国民の多様な意思を政権に統合していく意味でも、顔の見える小選挙区制の長所を生かし、理想的な制度だと思ひのであります。

八年選挙で自民党の得票率は三五・三%、議席は五十人中十九名、昭和六十一年、三八・六%で二十議席、平成元年選挙、二七・三%で十五議席、平成四年選挙、三三・三%で十九議席と、いずれも過半数を割っています。これほど民意が正確に反映される制度はないわけでありま。

こうした実態を考えますと、比例制を取り入れることについて、自由民主党は、民意が反映される制度では困る、みずからの議席数が過半数を割ってしまうという党利党略から否定していると思ひえないわけですが、なぜ比例制を否定するのか、明確な理由を示してください。

きのう石井議員は、野党に、少数党でも自信を持って選挙を戦えばいいではないかと言われました。どうぞ自民党の皆さん、比例制でも政権がとれますから、比例で過半数をとって安定政権をつくられたらどうですか。そのまますきのうの石井先生の言葉をお返しを申し上げたいと思ひます。(拍手)少なくとも比例制こそ日本の実態からいうと政権交代を可能にする制度だと思ひますが、いかが考えますか、明確な見解をお示しをいただきたいと思ひます。

次に、政権の安定を図れるのは小選挙区制だ、連合政権は不安定で単独政権は安定するという考え方でありま。これにも幾つかのごまかしがあります。比例制は得票率と議席数が一致する制度であり、有権者の選択、判断が反映される制度であります。民主政治のもとでは、もとよりこの国民の声を全く無視してよいということにはならないと思ひのであります。

り、だから小選挙区制の方がすぐれているという理由にはならないと思いますが、いかがでしょうか。

さらにまた、単独政権が安定的で連合政権が不安定だとする論理も全くわからない論理であり、なぜそうなのか、わかりやすく説明をいただきたいと思っています。

きのう以来、イタリアの例を持ち出されています。しかし、イタリアにおいては個人名投票を含めた独特の制度であり、社公提案の併用制とは大きく異なることをまず理解されたいと思います。また、連合政権のイタリアで大腐敗事件が起きている、単独政権の日本でもイタリアに負けないぐらゐの腐敗事件が相次いでいることについて、具体的になぜなのか、御説明をいただきたいのです。

区割りについて一つだけ質問をいたします。全国五百の小選挙区の区画を行うことになりました。格差二倍以内といたしますと、最小選挙区が十六ないし十七万人、最大選挙区が三十二ないし三十四万人ということになります。実際に区割りを行う場合、多くの市や区を分割した選挙区にしなければならぬと思いますが、どのぐらいの市や区を分割しなければならぬか、伺いたいと思うのであります。

また、市や区によっては七つにも八つにも分割しなければなりません。例えば、札幌市は四つの選挙区に、仙台市は二つか三つ、横浜市は七つか八つ、名古屋は五つ、大阪は六つぐらいに分けなければならぬと思います。このような制度が実際に選挙民になじむものかどうか、実際として可能とされているのかどうか、明確な見解をお示しをいただきたいと思っています。

次に、政治資金について伺います。

私は、自民党にはさすがに立派な識見を持った、政策にも精通された方がたくさんおられると感じている一人であります。しかし、事政治と金の問題になると、これはどだめな政党もないと感

じているものであります。これはど腐敗とスキャンダルを繰り返してきた政党もないのであります。今回の自民党提案の政治資金規正法の改正案も、これほどの腐敗とスキャンダルの中では全く不十分と言わざるを得ないのであります。

戦後、腐敗事件が起るたびに政治改革が叫ばれてきました。しかし、その都度、自民党の消極姿勢もしくは反対で、徹底した腐敗防止や政治資金の規制ができなかったものであります。昨年の第百二十五回臨時国会では二十一項目の処理を行いました。企業・団体献金の禁止、指定団体の数の制限、政治資金規正法違反の罰則強化、連座及び公民権停止規定の強化など、野党の提案事項はいずれも自民党の反対で引き延ばされたのであります。今度こそ国民の期待する政治資金の規制を行わなければなりません。その国民の批判にこたえる形でようやく自民党も重い腰を上げ、今度の提案にこぎつけたわけでありました。まずは、相次ぐ腐敗事件を起こしてきたのは企業であり、企業献金をどうするかが国民の関心事であります。

自民党案では、企業・団体献金を政党及び政治資金団体に限定する、五年間の経過措置を置いて年間二十四万円までを資金調達団体に認めることとしておきます。十分ではありませんが、一歩前進であります。しかし、政党への寄附限度額を、事もあろうに二倍にふやしているのは何としても納得できないのであります。一方で公的助成を導入するわけでありまして、この際、献金枠を減らしこそすれ、ふやす道理はないと思うのですが、いかが考えますか。

次に、企業・団体献金そのものの考え方について伺います。

昨日、津島議員から説明がありましたとおり、確かに昭和四十五年の最高裁判決がありました。企業もまた自然人たる国民と同様に、国や政党の特定の政策を支持、推進し、または反対するなど政治的行為をなす自由を有すると判断されて以来、企業による莫大な献金がなされてきました。

しかし、今日の日本は企業社会と言われるほど企業の社会的影響力が強く、莫大な資金力と影響力を有する企業が国政を左右しかねない実態を見るべき、この判決は、私ども国会の手によって実態的に見直されるべきときではないかと思うのであります。

また、企業や団体は政治的行為をなす自由を有すといっても、参政権の主体ではそもそもありません。少なくとも個々の政治献金が政治家や政治運動家としての活動に必要不可欠なものである以上、これを規制するに当たっては、厳格に規制されなければならぬと思っております。ロッキード、リクルート、佐川と続いた歴史の反省に立つならば、そしてまた、企業献金が本来の何らかの見返りを期待してなされるものである以上、これを禁止すべきときではないかと思っております。

なぜ、この際、企業・団体献金の禁止に踏み切れないのか、その理由を明確に示してほしいと思っております。あわせて、社公提案の政治資金規正法改正案が成立した場合、自由民主党としては何かお困りになる点があるのかご意見を伺いたしたいと思います。

次に、政党交付金法について伺います。

この法律によって、三百億円を超える金額が各政党の得票率等によって配分されようとしています。にもかかわらず、自民党案では企業・団体献金を温存し、政党への寄附枠を増強しようとしています。小選挙区制になれば身内同志の争いがなくなり、地元のサービス合戦もなくなり、金がかからなくなる、だから単純小選挙区制がよいと一方で言うおきながら、政党交付金ではまだ足りないから企業献金を温存するという理屈は、だれが聞いても通らないものであり、金権腐敗事件を引き起こした反省を全くしていないと言わざるを得ません。(拍手)

政治にはコストがかかる、そのとおりであります。しかし、そこにはおのずと限界があります。一体、自民党の皆さんはどの程度の政治献金を必要としておられるのか。この交付金法の額は、全体の政治資金の何分の一程度を想定しているのか、また小選挙区制を導入することにより、現在の政治資金のどの程度の割合で減少を見込んでおられるのか、具体的に回答をいただきたいものだと思います。

最後に、この法案は、国民の厳しい政治不信の中で、注視と期待を集めています。私どもは議会人として、そうした国民の期待にこたえ、どうしても成立させる責務を負っています。政治家一人一人が、良心の問題として、この腐敗まわった政治構造にどれほど深い反省と痛みを持ち、改革への決意と理念を持ち合わせているかこそが問われています。私どもは、金丸事件に至った野党としての責務に深い反省を持ちつつ、この法案を提出しているものであります。

しかし、何といっても、長い間政権与党にあった自由民主党の諸君が、個々の政治家の良心として、どれだけこの金丸事件に至った政治構造に深い痛みと反省を持っておられるか。そのためにリーダーシップを発揮して、どんな譲歩もするという姿勢を持ち合わせているかどうかこそが、かきであることを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(堀山正十郎君登壇)

○堀山正十郎君 堀込さんにお答え申し上げます。

まず、一連の政治改革の位置づけについてお尋ねがございました。

その中で、私はちょっとがっかりしたのであります。社会党さんが何でもかんでも反対されるのに、今回の政治改革については一緒にやろうという意気込みを示していただいた、私は非常にいいことだと思っております。ところが、この政治改革の位置づけを、地方分権だとかあるいは行政改革の、このレベルにおいて見ておられるというところに対し、私は、非常に悲観を感じるのであります。そうではなくして、この政治改革、我々

が今進めていこうとする政治改革は、長年にわたりました日本の政治のシステム、構造を変えようということなのであります。

すなわち、戦後の政治は安定が必要でございました。だからこそ、自由民主党に安定政権をつくらせ、そして日本の国が繁栄を遂げまいりました。その役割が立派に果たされてきたのであります。(拍手)ところが、冷戦後の時代になってまいりまして、イデオロギーの対立がなくなりまして、今や自民党だけが政界ではない、それにかわるべき政界をつくって国民に新しい選択の機会を絶えず与えろ、政治に刺激を与えろというのが現在の国民の要望なのであります。そのための改革をするんだ、ここをしっかりとつつかんでい

ただきたい、こう思うのであります。(拍手)したが、いまして、先ほどの答弁の中にございまして、社会党と共産党とは違うということ元は一緒じゃないか、親から分かれた兄弟がお互いにそんなことを言っておつたて始まらぬじゃないか。それよりも、きつちりと、あれとは違

の、親元も違ふのだというのをはつきりとしていたんだなければならぬのではないか。そして一刻も早く、社会主義、革命を目指すんだということをお新言で言っておられますが、そういうこととは違って、もっと国民政党内でいた

といたのがこの政治改革の一番のねらいでございまして、どうぞそういう改革に向かつていただきた。地方分権だとか行政改革は私たちが一生懸命やりますけれども、根本をちゃんとしていた

が無責任なことになってまいりますので、意思決定ができません。そこで内閣は短命でございまして、短命であるから、それが続いてくると絶えず選挙をやっておる、選挙に金がかかる、そこで汚

職がはびこる、こういう構造がイタリーでありま

す。我々がやっておりますのは中選挙区からくるものでございまして、中選挙区で同士打ちをやっ

ていかなきゃならぬ。そこに金がかかる。だから、金がかかるということの発生の原因が、シス

テムが違ふということ、これを改めなければい

ないかというのをよくおっしゃる。大体政権の交代というものは、その政党が政権をとる意欲がなければ政権はとれません。意欲を示すというこ

と、やはり立候補者をたくさん出すということ

で、そういうことでございまして、そういう準備と意欲を持たない限り、制度をどのように変

えても政権はとれないんだということを銘記して

ただきたい。

それから、小選挙区制であればいつでも死に票が出るおっしゃいます。死に票なんて言ったら、投票した有権者は怒りますよ。問題は死に票

ではなくして、怖いのは、我々が一番恐れますのは、棄権がふえるということなんです。棄権がふ

えるというところが一番怖いんです。見てごらん

さい、この前の参議院選挙でも四十数%が棄権し

ておる。この棄権が怖い。なぜ起こっておるか。政治に緊張がないからなのであります。その緊張

をつくることが今回の改革の制度です。

しかも、死に票というのは、決して死んでし

まった無意味の票ではございません。有効に投票

していただいた意味は、その死に票は絶えず当選

者に対する反対を表明しておられるか、あるいは

イギリス、西ドイツのことにつきまして、イタリーののことにつきまして一言ずつお触れになったわけでございますけれども、結局アメリカのように、まあアメリカも民主党の議員の勢力は続いておりまして、大統領選挙もやはり、議員の制度ではございせんが、一人を選ぶ、どちらかの選択をするという制度でございます。十分それはお考えをいただかなければいかぬと思えますけれども、二億人の人口の中、人種も宗教もすべて変わっておりまして、おきまして、やはりそれらを集約して一つの見える選択をする、ここに民主主義の妙味というのがあるものであります。選べて、だれが出てくるかもわからぬような制度をやっておてはいけません。

そういうことから考えますと、日本の国民は賢明であり、共通の民族であり、共通の言葉、宗教を持っており、十分そこには集約できる余地というものがあろうというふうに私は考えます。

要は、将来、我が国の政党政治を政権交代可能な二つの勢力に集約するの、あるいはたくさん、今五つでございましてけれども、これを七つ、八つ、十にするのかというその選択の基本方針をここで決めなければいかぬということ、これが非常に重要な問題ではないかと思うのでございします。

一番問題は、国民が求めておりますのは、今回自民党に対して鉄槌を下したいが、その政権を野党に渡すことができないというのが非常に大きな問題ではないかと思ひます。

皆様方は、批判勢力であつても、現実に政権をとるといふビジョンを示されたい。今皆さんの言われるような状態で議員を選出をいたしましたも、どこが中心で何の政策をまとめるのか。憲法にしても、PKOにしても、あるいはそのほかすべての国内政策についても、どこへ行くのかわからぬという政権を決して選挙では選べないのでありまして、この点につきまして、基本的な制度の問題点があるということを御理解いただきたい

と思うのであります。

ドイツの五割の状況につきまして、一部お話がございましたけれども、この阻止事項を導入することになれば、相当程度の阻止事項をここに挿入するということになれば、連立政権がどうなるか。このことによつて相当の政党が整理されたというふうに聞いておりますけれども、それじゃ我が国にこれをあてはめる導入するということになりますと、例えば民社党さんのお立場に対してどのような取り扱ひをするのか、これは連立の状況が出てくるのではないかとこの方々がございします。かといつて、これを入れないということになりますと、それだけの多数の党が出てくるかという大変大きな問題が出てくるわけでありまして、まあ社公の皆さんは今回こういう事項を入れておられませんが、これに關しましてはやはり友党に対する、あるいはその連立状況に対する一つのお考えが含まれておるのではないかな、そのように推察をいたすわけでございします。

なお、最後に五百の区割りの問題について御議論がございました。もともと区割りの特別の委員会におきまして第三者で公正に御決定をいただくというところでございまして、議員はこれに關与せず、私たちの立場でこれをとやかく言うべきではないと思ひますけれども、五百の区画を提案いたしました者といしましてあえて申し上げるといしたしますならば、お説のとおり、各市を分割しなければいかぬというふうな現実的な問題が出てくる可能性があるわけでございしますけれども、これはこれなりに小選挙区、例えばイギリスの小選挙区などは、我が国の基本の人口が二十五万でございしますけれども、九万から十万、その三分の一でありますから、小選挙区は十分にその目的をもって機能する、こう申し上げていいと思ひます。

以上でございします。(拍手)

○津島雄二君 堀山議員の政治資金に関する部分について御答弁申し上げます。

まず最初に、今回の改正が政治腐敗に対応するに十分な防止策が講ぜられておるかということでございます。

この点について、まず先決として考えなければならぬのは、政治資金をめぐる公私を峻別するというところでございします。この点につきまして、私どもはこれのたび、政治家個人は一切金銭による寄附を受け取らないということに踏み切らせていただいた次第でございします。これは、振り返ってみますと、昨年の与野党の緊急正の会合におきまして、私が党から打ち出したものでございしますけれども、今回、社会党、公明党両党においてこれに同調していただいたことは、まことに結構なことであると考えておるところでございします。

次に、政治献金の適正化を図る上でルールを強化しなければならぬ、こういう点でございします。

ルールについて振り返って申し上げますと、まず第一に質的制限というのがございします。これは、先ほどからちょっと御議論がございしました、外国から献金を受けてはならないというのが質的制限の第一のものでございまして、この点につきまして、この機会に厳正に私どもはこれを守つていかなければならないということを強調しておきたいと思ひます。

次に、量的制限の問題がございします。

いわゆる献金というのとはこの量的制限違反でございしますけれども、この点につきまして、昨年度まで量的制限についてはわずか二十万円の罰金で済むという国民の大きな批判にたいえまして、既に禁錮刑を導入をし、その結果として公民権停止ということが決まったわけでございします。

また、量的制限に違反をいたしました献金は没収をされる、もう最初からなかったと同様の形になるわけでございまして、私は、同僚議員皆様方も、これによりまして、昨年の緊急正によりまして、政治献金をめぐる事情というのは別の世界

に入つたんだ、新しい時代が始まつたんだ、そのような認識をお持ちになっていただきたいというふうに感じておるところでございします。

今回、私も自由民主党といしましては、さらにこれを進めまして、企業献金は、政治家個人は受け取ることはできませんが、政治家個人が二つの資金調達団体を設けて、これは中央と地元という考え方で二つというところでございします。これに対して一年間に限られた二十四万円という会費程度の企業献金を受けることができる、そのほかの献金は政党に限るものとする、こういうことになりましたし、さらに、ほぼ必要にして十分な透明性を確保するという改正を提案をしておるところでございします。御理解をいただきたいと思ひます。

次に、企業献金の問題について申し上げます。

昨日から申し上げておりますけれども、議会制民主主義といふものは、本来国民が、そのコストの負担を含めて、自発的に、積極的に政治に参加をしていただくということが基本でございします。この意味におきまして、社会的存在でございします企業献金を頭から否定するということは、私どもはどうしても理解ができない。昨日も申し上げましたけれども、労働組合員の方のカンパはいけれども、商店街組合メンバーの献金はだめだということ、私は、私はどうしても理解ができないのでございします。

ただ、一つ申し上げられることは、この企業献金が節度を超えて政治をやめてはならないというところでございまして、その点では、今私が申し上げましたように、政治家に向けられる企業献金というものは、二つの資金調達団体に対する会費程度のものに限る、そのほかは政党に対するものに限定をするということにいたしましたわけでございします。

そこで、皆様方に申し上げますが、政党の財政の確立ということは、私も自由民主党だけではなく、社会党におかれましては公明党におかれま

しても非常に重要な問題であらうと思ひます。政
党が積極的に草の根に働きかけ、みずからの政策
の普及を図るということは、国民が誤りない判断
をしていただく上で絶対に必要なことでございま
す。そのような政党の基盤の確立のために、既に
二十年近く据え置かれております献金の限度額
を、この際、物価の高騰ということも頭に置いて、
ひとつ改めていただきたいということを御提案
案申し上げておるわけでございします。

そして、皆様方に申し上げたいのであります。け
れども、腐敗行為、腐敗行為とおっしゃいます。私
は、政党に対する正統の献金におきましては腐敗
行為のような事実が今まで余りあつたとは思ひて
いないのでございまして、私は、政治資金の中で
最も適正なものであると確信をしておるところで
ございします。

さて、先ほど御指摘がございました、新しい選
挙制度が採用された場合に、一体政治資金はどの
程度減少するのかわかることとございします。け
れども、これは、これまでの御議論で明らかにな
うに、今の選挙区制でございまして、同じ有権者
に對して、例えば我が党の場合には、数人の
候補者が同時に広報宣伝活動をしなければなら
ない。ところが、これから小選挙区制になれば、政
党が中心に三分の一あるいは四分の一のコストで
これをするのができるといふ一点を挙げました
だけでも、これは相当の資金の節約になるという
ことはおわかりだと思ひます。

しからば、政党助成制度をもつて約三百億円の
助成をするといふことをどういふふうにかへる
か、全体の政治資金の必要性の中でどのようなウ
ェイトを占めていくかといふことにつきまして、
私どもも種々検討いたしました。これからの政
治資金を賄っていく上で、政党に対する助成金と
政党に対する寄附と、そして政治家個人が努力を
して会費程度のものを一生懸命集める、この三つ
を三本柱として賄っていくというふうを考えてお
るところでございします。

いずれにいたしましても、これまでの不祥事は
まことに遺憾でございしますけれども、その反省の
上からいって、本當にしっかりと政治資金制度を
今こそつくらなければならないといふことを御提
案していただくわけでございまして、よく言われま
すように、ルール違反があつたから企業献金を全部
やめてしまふといふことは、例えば、スポーツに
例えては申しわけないのでありますけれども、オ
フサイドがあつたからサッカーはやめてしまふと
いふことに等しい話ではないかと感ずるところで
ございします。(拍手)

○議長(横内義雄君) 草川昭三君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔草川昭三君登壇〕

○草川昭三君 私は、公明党・国民会議を代表
し、自由民主党提案の政治改革四法案に對し、質
問をいたします。

自民党の金丸前副総裁の巨額脱税事件は、政治
には金がかかるという従来の自由民主党の主張が
国民の目を欺くもので、結局は、政治家が私利私
欲のため金集めに狂奔していたことを広く知らし
め、国民の間に未曾有の政治不信を引き起した
出来事だつたと言えましよう。ここで改革ができ
なければ、日本の政治はもはや再生できないとい
うところまで追い込まれていまして、金丸前副総裁
の事件の反省を国民の前に示すためにも、政府・
自民党が、今この場で政治改革断行の決意を明ら
かにされんことを強く望むものであります。

今、選挙制度改革をめぐって、自民党は単純小
選挙区制を提案してありますが、自民党のみずから
の利益のために主張をしているとの印象を国民
は持たざるを得ないといふのが率直な実感であ
ります。自由民主党の選挙制度改革案は党利党略
にすぎず、これを認めることは、絶対我々はでき
ません。自民党はこれまで、小選挙区制になれば
サービス合戦がなくなり、選挙に金がかからな
くならないと主張しておられました。それな

ら、金がかからなくなるとする根拠を具体的に明
示していただきたいのであります。先ほどの答弁
のように、小選挙区制だから、単数になったから
PRの費用が少いといふ程度のことでは、私は
納得をいたしません。

戦後行われた選挙制度改革をめぐり議論の中
で、政府・自民党は、小選挙区制を導入しようと
たびたび画策してきましたが、多くの国民の反
對により、一度として成立は見えておりません。全
国一律の単純小選挙区制は今回が初めてでありま
す。僅面もなくこのような提案をするといふこと
は、今この時期に国民が単純小選挙区制の導入を
望んでいるとも思つていられるのでしようか。見解
を明らかにしていただきたいものであります。

自民党は、社会、公明両党が提案をした併用制
では小党分立になる、野党は単純小選挙区制にお
びえることはない、一九八九年の参議院選挙を例
にとれば、社会党が多数派になると主張しまし
た。しかし、その八九年の例をシミュレーション
すれば、我が公明党は必ず二議席で、共産党、
民社党は議席ゼロになり、自民党が主張する単純
小選挙区制では、少数党を切り捨て、死に票が多
く出ることになります。すなわち、わずかな得票
差が大きな議席差につながるため民意が反映され
ないことは言うまでもありません。

昨日の自由民主党の答弁でも、死に票という言
葉をはっきり、その発生をはっきり認めていま
す。このことは、議会政治の基本である民意を切
り捨てることになり、これでは到底納得ができな
いのであります。自由民主党の主張は、死に票を
無視する態度だと理解せざるを得ません。けれど
も、先ほどの答弁では納得しないといふことをあ
わせて申し上げ、真意を伺うものであります。

自民党は、たとえ死に票が出ても、単純小選挙
区制を導入することによって二大政党制が生ま
れ、政権交代が可能になると先ほども言いました
が、国民の意識が多様化した日本においては、中
小政党の意見をくみ上げることは極めて重大であ
り、この意味から、中小政党の存在は民主主義の
健全性を示すものと考えますが、お答え願ひたい
わけであります。

選挙制度改革の改革は、党勢の消長に直接かわる
だけに、各党の意見調整が必要であります。自民
党内にも、与野党勢力が逆転している参議院の現
状からすれば、自民党の提案している単純小選挙
区制の導入にこだわらざるべきではなく、野党と話し
合うべきとの声があります。この点について見解
をお伺ひしたいものであります。

社会、公明両党が提出をした政治改革関連六法
案が成立をした場合、政治腐敗防止のためにも次
の総選挙は新たな制度で行うべきだと思ひます。け
れども、次の総選挙を新しい選挙制度で行うため
にはどの程度の準備期間が必要なのか、自治大臣
にこの際見解をお伺ひいたします。

金丸前副総裁の巨額脱税事件は、政治家のモラ
ルにかかわるだけでなく、政治資金を個人の蓄財
に回した疑いがあります。自民党は、政治資金の
公私混同についてどう反省をしておみえになるの
か。先ほど、党内に公私混同委員会を設置された
と言われていましたが、これは極めて泥濘的な答
弁と私は受けとめました。基本的な反省の上に
立つての見解をこの際明らかにされたいと思ひ
わけであります。

これまでに金丸前副総裁に多額のやみ献金が行
われていたことは先ほども申し上げましたけれど
も、政権政党の大物政治家の政策決定や行政に對
する影響力を期待した政治献金は、職務権限がな
いたため罪に問われないとしても、これを放置すれ
ば、政策決定の透明性を失ひ公正さは失われま
す。この問題についての自民党の考えをお聞かせ
願ひたいわけであります。

また、特定の利益を目的とする政策を実現させ
るため、政党に働きかける政治献金に對しても一
定の規制を講ずべきだと考えますけれども、見
解をお伺ひしたいわけであります。

自民党案では、政治家の資金調達団体を二つに限定をしておりますけれども、二つに限定した根拠は何でしょうか。その根拠を明らかにしていただきたいと思います。

政治資金の規制強化のため、社会、公明案は自民党案よりも厳しい内容になっていきます。自民党は、この際、社会、公明案に同調できないのか、お伺いをしたいと思います。

続いて、政治倫理法案について伺います。

社会、公明両党は、国会議員の職務の廉潔と公正を確保するため、政治倫理に関する基本理念を明確にした政治倫理法案を提出しています。その内容は、国会法を改正し、常任委員会として政治倫理委員会を設置することとなっています。しかし、自民党案にはこれがありません。昨日、自民党は、現行の政治倫理審査会での対応する旨と答えましたが、このような消極的な態度であっては、金丸前副総裁の脱税事件を真剣に受けとめていないと批判せざるを得ません。社会、公明両党の政治倫理法案に同調する考えがあるのか、お伺いをしたいと思います。

選挙犯罪での連座制の強化が自民案、社会、公明案とも盛り込まれていますが、社会、公明案では、執行猶予を含めて禁錮以上の刑に処せられたとき、連座制の適用があるとしています。しかし、自民党案では、執行猶予の場合を除外しています。これでは事実上、買収行為を容認する結果になるのではないのでしょうか、明快にお答え願いたいと思います。

自民党が提出をしました公選法改正案の中に、予想報道に関する事項があります。これは報道の自由にかかわる問題で、報道統制、言論統制に当たるとの批判がなされています。このような批判に対して、納得のいく見解を示されたい。

この中に、「選挙が選挙人の自由に表示される意思によつて公明かつ適正に行われることを確保するため」とありますが、予測報道が「公明かつ適正」な選挙を妨げることになるのかどうか、お

伺いをしたいと思います。

また、「慎重に配慮しなければならぬものとする」とありますが、ここにある「配慮」とは、だれが行うべき配慮なのか。配慮する主体は一体だれなのか。政府・自治省なのか。それとも報道機関なのか、明らかにされたい。さらに、配慮すべき範囲は一体どこまでなのか、これも具体的に明示していただきたいと思います。

選挙制度の改革なしに政治改革はあり得ません。そのためには、関連法案をワンパッケージとして一括処理するのが本質的な政治改革であると考えますが、自民党の決意をお伺いいたします。今や政治に対する国民の怒りと不信は頂点に達し、日本の政治はまさしく危機に瀕しています。我々は、議員の職を賭して法案成立に努力をすべきだと考えております。最後に、その決意を自民党にお伺いをし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 草川議員の、新しい選挙制度についての準備期間の御質問にお答え申し上げます。

法案が成立した場合の新たな制度の実施については、準備が整い次第、できるだけ速やかに実施することが望ましいと考えております。

ただし、実施までには、社会、公明両党が御提案の小選挙区併用型比例代表制では、全国十二ブロックで二百の小選挙区に分ける作業が必要となります。一方、自民党案の単純小選挙区制においても、五百の小選挙区に分ける作業が必要となります。また、これらの新たな選挙区割り案に基づき選挙区を定める法律の制定が必要であり、さらに、この法律を広く国民に周知するための期間も必要になると思われまします。新制度は、これらの準備が整い次第、できるだけ速やかに実施されることが望ましいと考えております。

なお、準備が整うまでの期間がどの程度になるかを現時点で具体的に申し上げることは困難であります。政府・自治省といたしましては、新制度に基づく選挙の時期がいつになるうとも、それが直ちに円滑に執行できますよう、準備の万全を期したいと思っております。(拍手)

〔石井一君登壇〕

○石井一君 草川議員にお答えをさせていただきます。

まず、過去の経過につきましてでございますが、選挙制度が本院において審議されましたのは、まず三十一年の堀山内閣のとき、それから、これは衆議院を修正可決いたしました。参議院が審議未了ということになっております。小選挙区制を軸にする内容、改正案でございます。また、昭和四十八年にも、田中内閣におきまして並立制を主体とした案が検討されましたが、これはまたまに至らなかったというところは御承知のとおりであり、なお、平成三年、第八次選挙制度審議会の答申を踏まえて、海部内閣におきまして三法案が提出されましたけれども、審議未了というふうなことに相なっております。

当然こういう野党のお立場もあり、また、与党の中での意見のまとまりも悪く、それぞれのケース・バイ・ケースによりまして事情は違つたと思ひますけれども、野党が小選挙区なりあるいは制度改正に対してはやや後ろ向きであつたのかかわらざ、今回、社会を中心とした案をまとめたこと、また四党が中選挙区廃止ということでも共同の立場になりましたことは、有史以来初めてと申してもいい一つの出来事でございます。

この時期に、国民の声は、いずれにしても改正を断行してもらいたいということではなからうかと思ひます。共通の認識を持つてひと今後この審議を進めてまいりたい、このように念願をいたしておるわけでございます。

次に、死に票に関連をいたしました御疑問を提起されたわけでございます。答弁者は私でございます。

いました。

私は率直に、死に票の、コインの両面のような一面を昨日申し上げたわけでございますけれども、例え、四九％をとったけれども当選をしなかった、五一％をとった人に道を譲つたという場合には、まず単純な考え方といたしましては、四九％はむだになった、これは死んだんだ、こういう感覚になる一面もございまして。しかしながら、五一％をとった議員は、議員になりました。四九％の存在というものを常に考えるべきでありましよう。あと一％やれば、次には必ず入れかわらなければいかぬ、こういうふうなことになる。また、この四九％の存在というのには、また大きなものでございまして、これが死んでおるとは決して言えないという一面もあるわけでありまして、その両面を考えつつ、弾力的に御判断をいただきたいと思ひます。

参議院の状況が逆転の状況であるというふうなことでもございまして、今回私たちは、参議院の選挙を議論しておるのではなく、衆議院の選挙を議論しておることをまず最初に基礎に置いていただきたいと思います。そうして、参議院は良識の府であります。我々が慎重に審議を進め、そうして結論を得た場合には、私は、当然参議院は良識の府としての見識を示されたいということを確信をいたしておるわけでございます。

ねじれ現象は起こっておりますけれども、直前の昨年の参議院の選挙においては、自民党に多数を与えてくださったという国民の世論もあるというところも考え合わせながら、これは両院のその調和の中に参議院の良識を期待し、衆議院の本来に情熱を込めた結論を導くことによつて、この機会にこの制度の改正を行いたいというのが私たちの考えでありますことを御理解いただきたいと思います。

公職選挙法の違反者に関する罰則の問題でございますけれども、私たちとしましては、鋭意検

一つは、単純小選挙区制度になれば本当に選に金がかからなくなるのかというお尋ねでございますが、私どもは、制度が変わって金がかからなくなるとは申し上げておりません。当然一定のはかりります。たとえかかりまして、これまでのように政治家個々が金にかかわるのではなく、政党中央に金の出入りをシフトさせていきたい

したがって、個人の負担は大幅に減る、そういう制度を確立したいと考えている次第であります。

我々は、イギリスがかつてお金の面におきまして、猛烈な買収・供応型から、いわば政策形成・政策啓発型の資金のかかわりに大胆に変えていった歴史の経験は大いに学びたいと思うのであります。

次は、国民は単純小選挙区制を本当に望んでいるのかというお尋ねでございます。

消費税あるいはP.R.O.を思い起こしていただきたいのですが、やはり国民の世論は、最初はかなり厳しいものがございましたが、だんだん議論を積み重ね、あるいは施行がされた後、だんだん世論は肯定的な方向に変わってきております。そのことを考えますと、この選挙制度につきましても、国民の皆様の認識が深まってくれば、私も小選挙区制に対する支持は着実にふえてくるものと考えております。

何よりもそれは、私どもの案が単純でわかりやすいということでありまして、再三御答弁申し上げておりますように、政権の責任の所在を明確にする選挙の制度だからであります。特に衆議院の選挙制度は、個々の選挙区で、おらが代表をお決めをいただく選挙であると同時に、日本国というこの大きな国の政治の責任をどの政党に向こう四年間預けるか、そのことを国民にお決めをいただく選挙だと思っております。

次は、単純小選挙区によって死に票についてのお尋ねがございました。石井議員から御答弁がございました。

いずれにしても、死に票という言葉は適当ではございません。真剣な一票一票であります。たとえ代表を選ぶことができなくても、これは次回を考えますと、まさに健全な批判票でありますし、現職の議席を絶えず監視をし、脅かし続ける、そしてまた、次回は容易に生き票に生まれ変わることをできる票であるというふうに認識をいたしております。

たしております。

最後に、政治倫理法については、自由民主党としましては、きょう現在、この法案に対する賛否は保留をいたします。今後、議院運営委員会の審議で十分論議に応じてまいりたいと存じます。(拍手)

○副議長(村山喜一君) 木島日出夫君。

〔木島日出夫君登壇〕

○木島日出夫君 私は、日本共産党を代表し、自民党及び社会、公明両党がそれぞれに提出している政治改革関連各法案について、法案提出者に質問いたします。

今国民が政治改革としてこの国会に求めている最優先の課題は、金権腐敗政治を根絶することです。自民党の最高実力者であった金丸前副総裁は、大手ゼネコンや地元山梨県の建設業者などから莫大な額の金を集め、行政をねじ曲げ、私腹を肥やし、巨額の脱税をするという不正、不法の限りを尽くしてまいりました。

この根源に企業・団体献金があったことは明らかです。日本国憲法は、「主権が国民に存すること」を高くに宣言しており、この国民こそ主人公の立場からすれば、企業が金の力で政治をねじ曲げる金権腐敗政治を断じて許してはならないのであります。

政治改革を口にする以上、金権腐敗の大本にある企業・団体献金禁止を本気になって、最優先の課題として取り組むかどうかこそ最大の試金石ではございませんか。主権を民を貫くのか、それとも金の力で政治をねじ曲げる主権界を許すのか、民主主義の根本にかかわる重大な問題であると考えますが、それぞれの法案提案者は、この基本問題についてどう考えているか、改めて明確な見解を求めるものであります。(拍手)

自民党は、相次ぐ金権腐敗の原因と責任を、中選挙区制度が疲弊したなどと称して、単純小選挙区制を導入しようとしています。これは全くのすりかえであります。選挙制度と政治の腐敗が何の関係もないことは、今日の世界の政治を見ても明らかであります。

小選挙区制のフランスでは、前首相まで巻き込んだ金権腐敗事件が起こり、小選挙区比例代表併用制のドイツでは、副首相が企業との関係で辞任、比例代表のイタリアでは、政財界人が千三百人も逮捕されています。企業献金が野放しのところでは、どこでも金権腐敗が後を絶たないではありませんか。(拍手)

自民党は、かつて党の選挙調査会が監修した「選挙制度の基礎知識」の中で、「中選挙区制で最も大きな弊害とされている点は、この同士の討ちである。しかし、この同士の討ちは党内の事情である。その党内事情の同士の討ちをなくすために小選挙区制にしようというのでは、党利党略のそりをまねがれない」と、みずからはききりと述べておりました。これは、一九八〇年に内部資料として再版されたパンフレットであります。金権腐敗政治の責任と原因についてどう考えているのか、改めて明確な答弁を求めます。

自民党の答弁者は、昨日、政治家が有権者に政策を知らせるためには膨大な金がかかり、企業からの政治献金は当然だと居直りました。しかし、自民党は、戸別訪問の自由化を総務会で取りやめ、立会演説会も二回に制限し、事前ポスターの禁止、選挙報道に対する制約、いわゆる法定ビラの廃止や配布の制限など、有権者国民が政党の政策を知る機会を奪うという、ますます暗やみ選挙にしようとしてきているのです。自民党の企業献金擁護論は全くの詭弁というほかありません。

自民党案は、単純小選挙区制の導入と、政党などに對する企業献金の枠を今の二倍に拡大することと、さらに、政党に對する公費助成を一括のものとしています。これは、国民の批判の前に、政治改革と言いつつ、その本音は、何なんでも小選挙区制を導入しようというものであり、金権腐敗の体質はそのままだとして、一層の金権腐敗政治を進めるものにはなりません。企業の金の力で国民主権をさらに侵害しようというものではございませんか。企業献金を個人でなく政党が受けるようにするのだからよいではないかと自民党の答弁者は主張しましたが、これは、自民党がみずから進んで企業に丸抱えされようという意思の表明にはなりません。(拍手)

社会、公明両党は、企業・団体献金の禁止をうたっています。しかし、この改正法案は、他の関連三法案と大きく結びつけられています。小選挙区比例代表併用制が導入されなければ、そして政党への公費助成が成立しなければ、企業・団体献金は存続させるといふことになり、これは国民の期待を裏切ることになるのではありませんか。なぜ、小選挙区制導入を柱とする選挙制度の改悪や公費助成と切り離して、企業・団体献金禁止を最優先して実施しようとしなののか、明確な答弁を求めます。(拍手)

自民党に、単純小選挙区制について質問します。

過去三回の総選挙の結果による試算をしてみても、単純小選挙区制が導入されると、自民党が四〇％台の得票率で九七％、四百八十三議席をひとり占めすることになるのです。選挙制度が変わるのだから過去の数字は参考にならないと、昨日の自民党代表は答弁しましたが、今日の我が国の政党の力関係で単純小選挙区制で選挙が行われれば、自民党が少なくとも三分の二を超える圧倒的多数の議席を独占することは明らかであります。

そうならば、多数派の気にかわらない議員を除名して排除すること、議会公開の原則を踏みにじって本会議を秘密会にするなど、参議院で否決されても衆議院の議決だけで法律を成立させることなど、野党の存在を全く無視したオールマイティーの権力を自民党は持つことになるのです。参議院の権力も自分の都合のよいようにつくり変えて、参議院でも三分の二を独占することさえ不可

をを進めるものにはなりません。企業の金の力で国民主権をさらに侵害しようというものではございませんか。企業献金を個人でなく政党が受けるようにするのだからよいではないかと自民党の答弁者は主張しましたが、これは、自民党がみずから進んで企業に丸抱えされようという意思の表明にはなりません。(拍手)

能ではなくります。そうならば、憲法改正の発議権を手にすることができるとです。

憲法の平和的、民主的条項を改悪して、何らの制約なしに自衛隊を海外に派兵すること、消費税率の大幅な引き上げ、米の輸入自由化、福祉・教育の切り捨てなど、国民に痛みを伴う政策を次々と強行すること、どんなに金権腐敗の大事件を起こして居直り続けることなどこそ、提案理由で言う、安定した政策遂行能力を備えた政権の確立の本当のねらいではありませんか。議会制民主主義と平和、国民主権の破壊につながる小選挙区制導入は、断じて認めることができません。明確な答弁を求めます。

社会、公明両党の小選挙区比例代表併用制について質問します。

民意を正確に反映した国会を実現することが、小選挙区比例代表併用制導入の理由とされています。しかし、各政党への議席の配分について、小選挙区当選者を最優先させるため、超過議席が避けられないだけではなく、加えて、この法案にはいやしがたい重大な欠陥があります。

それは、小選挙区において、無所属の候補者が当選したときは、その無所属候補に投票した有権者の比例代表選挙での政党への投票がすべて排除されてしまうことです。無所属候補者が無投票当選したときには、その地域では比例代表選挙の投票そのものがなくなってしまうのです。これは、比例代表選挙の根幹を破壊するものであるだけでなく、有権者の投票権をも侵害するものではありませんか。なぜこのような制度にしなければならぬのですか。明確な答弁を求めます。

日本共産党は、金権腐敗政治を根絶するために、企業・団体献金を直ちに全面的に禁止することを提案し、現行中選挙区制における定数格差を最大一対一・五以下に抑えるための抜本是正などの具体案を提起しました。

我が党は、将来の衆議院選挙制度として、都道府県単位の比例代表制を今から二十年も前の一九

七二年から提唱しています。八六年の国会決議に基づき定数の抜本是正を行った上で総選挙を実施することです。国民に対する公約、まずこの義務を果たした上で、公正に民意が反映された新しい国会で、それぞれの党の持っている選挙制度改革案について議論すべきなのです。

ところが、昨日、自民党の提案者の一人は、この国会決議を実行せよという我が党の主張を諷刺するだけでなく、我が党の当然の提案を党利党略だなどと言うに至っては、まさに暴言であり、議会制民主主義の立場から、絶対に許せないことを厳しく指摘しておきます。

金権腐敗勢力が国会の絶対多数を独占する小選挙区制の導入策動を阻止し、金権政治を根絶するための企業・団体献金の禁止を最優先とする政治金規正法等の抜本改正と衆議院定数の抜本是正のために、日本共産党は全力を尽くすことを表明して、質問を終わります。(拍手)

〔堀川正十郎君登壇〕
○堀川正十郎君 議運の理事から、答弁は簡単にせよという命令でございますので、できるだけ簡単に申し上げたいと存じます。

それともう一つ。実は堀田さんの質問に対する答弁の中で、何でも反対する社会党ということ私には言いません、今御注意ございまして、社会党さんにも賛成されることもあるので、そのことを言っておるのございまして、発言を取り消したいとします。私の発言は、先ほど言ったように、取り消したいとします。(発言する者あり)

共産党さんの質問でございますが、主権在民……(発言する者あり)主権在民の問い合わせがございました。私は、共産党さんは、その政治理念から申しまして、一國一党の独裁政治でありますから、実は主権在民というよりも……

○副議長(村山喜一君) 静粛に願います。

○堀川正十郎君(続) 主権在民ではないか、こう思うのでありまして、自由民主党こそ、まさに主権在民の政治をしておるということでございます。

それから、お尋ねの中に、選挙制度と政治家の資金との間には何の関係もないということでございますけれども、共産党政権ではすべて独裁政治でございますから、言論は統制されて、こういう政治腐敗とかいうようなものは、言論の自由がございせんから、表に公表されないことがあるのではないかと考えられます。

したがって、我々は、自由民主党あるいは自由社会におきましては、こういう国家では、選挙に必要な資金は非常に選挙制度と密接な関係があるということございまして、したがって、いまして、できるだけ政治資金を使わない、政治資金を必要としないような制度に改めるべきであるというのが今回の政治改革の一番大きいねらいであるということをお認めいただきたいと思ひます。(拍手)

〔石井一君登壇〕
○石井一君 共産党の御質問に対しましてお答えをさせていただきますと存じます。

小選挙区を導入して、それによって金権政治をさらに追求するのにかというところに関して、基本的な質問、十分理解できないところがあるものでありますけれども、私たちがいたしましては、単純小選挙区制を導入いたしますと、政治資金に關しまして、公私の峻別をきっちりし、政党を中心の流れにし、また罰則等も強化し、さらに公的助成というふうなものを創設することによりまして、資金の流れ、金に対する感覚というふうなものをもう百八十度転換せしめ、そういう中から新しい政党政治、二十一世紀の政治を構築していきたい、こういうことを考えておりますことを御理解いただきたいと思ひます。

以上であります。(拍手)
〔額賀福志郎君登壇〕
○額賀福志郎君 木島議員の御質問の内容につきましてお答えをいたします。

この問題につきましては、堀川議員、津島議員が懇切丁寧にお答えをいたしておるのであります

が、答弁者がかわっておりますから、改めて丁寧に御答弁を申し上げさせていただきますと考へます。

この問題につきましては、社会党、公明党ばかりでなく、共産党も、企業献金は悪で、個人献金だけが善であるとの主張をなさっておりますけれども、我が党は、企業献金は悪であるとの単純な主張に對しましては、極めて非現実的であり、しかもなおかつ、皮相的、短絡的な見方であり、完全に間違ひであるとはっきりと明言をさせていただきます。

なぜならば、一つは、企業はれっきとした社会的存在であり、労働組合と違つてきちっと税金も払っており、憲法を讀んでも法律を讀んでも、政治参加の自由は正式に保障をされているのであります。企業は、健全な市場経済のルールのもとに、自由な社会を営もうというところで立派な行動を展開しているのでございます。

また、諸外国を見ましても、我が国の議会政治の発展としてモデル的な存在でありましたイギリス、フランスあるいはドイツにおきましても、一部制限はしておりますものの、企業献金を認めているのであります。これが世界的な趨勢となつていくことは、皆さん方も御承知のとおりであります。

また、アメリカにおきましては、先ほど加藤総一幹事長代理が申し上げましたように、PAC方式によりまして献金活動が大幅に上昇しておりますけれども、これは企業が陰に陽にバックアップしていることであり、また、各州におきましても企業献金は認められておるのでございます。したがって、アメリカにおきましても、一概に企業献金は反対をされているということが一般化されているとは思えないのであります。もとより、企業集団の団体献金は節度を持って行われるべきでございます。

今回の我が党の制度改正は、選挙や政治活動をこれまでの個人中心主義から政党中心主義に改め

ることによりまして、企業献金のはほとんどは政党への寄附となるために、確実に透明性が保たれ、政治と金にまつわる話、不信というものは、政治家の自浄能力と相まって必ず国民の理解を得られるものと確信をするものであります。

以上で終わります。(拍手)

〔武村正義君登壇〕

○武村正義君 小選挙区制によって安定した政権が生まれ、国民の痛みを伴う政策を次々と強行することになるといふ御指摘がありますが、そんなことは起こるはずはありません。おおよそ、国民に支持されない政策を強行すれば、次の選挙は必ず負けます。負ければ政権は交代をいたします。直ちに、強行した政策は変更されることになるからであります。旧共産主義の国ならいざ知らず、選挙が厳正に執行されている国では考えられない御質問だと思います。(拍手)

〔日笠勝之君登壇〕

○日笠勝之君 木島議員のお尋ねの中で、私からは、政治改革を口にする以上、金権腐敗の大本にある企業・団体献金禁止を最優先課題として取り組むべきではないかというお尋ねでございますが、お答えいたします。

私たち公明党は、かねてより一貫して企業・団体献金の禁止を主張し、みずからも自浄能力を発揮し、そのように律してきているところでございます。

今回、ロッキード、リクルート、共和、佐川、金丸巨額不正蓄財等の金権腐敗体質を政治の世界から一掃するため、また、政治家の構造的癒着を是正し、もって国民の政治不信を回復するため、社会党とともに国会に政治資金規正法の改正案を提出しているところでございます。この社会党では、条文で「法人その他の団体(政治団体を除く)は、政治活動に関する寄附をしてはならない。」と明確化しているところでございます。

さらに、これにとどまらず、地球が太陽の周りを自転しながら公転しているごとく、選挙制度の

改正、腐敗防止、政党交付金の交付、政治倫理法等もあわせて制定し、一括処理し、真の抜本的な政治改革を実現しようとするところであります。共産党もぜひ御賛同いただきますようお願いする次第でございます。(拍手)

〔細川律夫君登壇〕

○細川律夫君 木島議員の質問は、企業献金、団体献金の禁止の問題と、選挙制度や公的助成は切り離して、企業献金、団体献金の禁止を最優先すべきではないかという質問であります。

今の日本の議会民主主義はまさに崩壊寸前だと言われております。なぜそうなのかわかるといって、いわれる権力は腐る、長期政権は絶対的に腐敗をする、そのように言われております。自民党の長い間の一党支配によって現在の金権腐敗のきわみに達しているところでございます。その象徴的な事件は、最近では佐川急便問題であり、また、前自民党副総裁金丸信前代議士の巨額不正蓄財そして巨額脱税事件であります。

したがって、今やこの腐り切った政治構造を根本的につくり直さなければならぬと思います。単なる政治資金だけの問題ではなくて、現行の選挙制度、そして政治資金、そして、これらと一体となった政党交付金の制度を導入して、抜本的な政治改革を実現しなければならぬ、このように考えているところでございます。

まず、金権腐敗の温床となっております企業献金、団体献金を全面的に私どもは禁止をすることにいたしました。そして、政治家個人は、個人からも献金を受けてはならないことにいたしました。これは、公私混同を避けるためでございます。したがって、政治家の政治活動の費用は、政党からもらう以外にはすべて個人の資金で賄うものになります。これほど私どもの法案は政治家の収入を厳しく規制をし、峻別をしているところでございます。

しかし、一方で、政治活動にはお金もかかるわけであります。特に、情報化社会に伴いまし

て、政治活動、政治運動も一変をいたしました。大規模かつ組織的な運動には多額の費用もかかるわけでございます。したがって、政治資金を厳しく律したとしても、これが実行されず、脱法行為や献金が横行するようになれば、いわゆる理想倒れになってしまふわけでございます。そこで私どもは、政治資金に厳しい規制を加えるとともに、これを実効あらしめるために、政治活動にかかる費用の一部を民主主義のコストとして国民の皆さんに負担をせよとおうとしたのであります。これが政党交付金の制度でございます。

また、同時に、現在の政治構造を変え、そして政権交代が可能な政治状況をつくるためにも、選挙制度を変えなければなりません。そのために、私どもは、制度疲労がきております今の中選挙区制度を変えまして、国民の多様な意思が反映される小選挙区比例代表併用制を採用することにいたしました。現在よりも政策で争われる政党本位の選挙を可能にする選挙制度にいたしましたところでございます。

木島議員の方は、私ども社会党に対しては、小選挙区制の導入を柱とする改憲だというふうに言われまして、私も、しかし、逆に比例代表制を基本とするものでありまして、まさに抜本的な改善というものでございます。

言うまでもなく、議会制民主主義のもとでは、政党は国民の多様な意思を国家意思に高める、そういう公的な性格を有しております。このような政党の運営費用の一部を国民の皆さんの公的な負担ということで負担をいただくことは、民主主義政治をよりよく、健全に発展させるためにも、ぜひとも必要なものでございます。もちろん国から政党への助成制度を導入することは、政治と金、そして政治家と金の結びつきを根本的に改めなければならない。それが国民の納得の得られる、そういうものでございます。

したがって、私たちは選挙制度、そして政治資金、そして公的助成は一括して、政治腐敗を戒め

る政治倫理法も含めて、抜本的な政治改革を国会においてぜひとも実現をしなければならぬ、このように考えているところでございます。

以上であります。(拍手)

〔菅直人君登壇〕

○菅直人君 木島議員にお答えする前に、一言申し上げます。

現在、社民連は、社会党との間で統一会派を形成しております。また、小選挙区比例代表併用制など、社会党に近いものを従来より主張してきた立場より、社会党の理解を得まして、今回、社会党に社民連の本院議員も提案者及び賛同者に加わった次第であります。こうした立場から、社会党の成立を通して国会で抜本的な政治改革が実現するよう全力を尽くす覚悟であることをまず表明しておきたいと思っております。

木島議員の質問は、小選挙区において無所属の候補者が当選したときに、その無所属候補に投票した有権者の比例代表部分の政党名投票が排除されるのは重大な欠陥であるという、こういう御指摘であります。

しかし、このことは、おわかりかもしれませんが、比例代表制というのは、本来は政党間で競い合う選挙を想定しておりますけれども、同時に、憲法四十四条の選挙人の資格という規定からいまして、無所属の立候補というものも認めないわけにはならないわけであります。この無所属立候補と政党名とを記載された票の扱いがそういった点でややわかりにくくなった制度であることは私も感じておりますけれども、しかし、こういった扱いをしなければ逆に不公平になるということを今から説明を申し上げさせていただきます。

つまり、政党所属候補が第二欄の個人名記載により小選挙区で当選した場合を考えると、そのブロックでの第一欄の政党名の記載の総数のうち一議席分は小選挙区でその政党の当選した人に対して優先的に振り向けられるわけであります。

す。例えば、共産党の木島さんが長野の小選挙区で当選した場合は、長野を含む北信越のブロックで共産党と記載された第一欄の記載総数のうち一議席分は木島さんに振り向けられ、残余の記載数でその共産党の他の人が名簿から当選をする、つまり政党候補の場合は、第一欄と第二欄の記載が合致して一票の効果を持つわけであり、これに対して、無所属候補が小選挙区から当選した場合、第二欄の個人名記載だけで当選者が決まるわけですから、第一欄の政党名記載が振り向けられることはありません。そのため、もし当選した無所属候補に投ぜられた票の第一欄記載の政党名を、それはそれとして有効として認めると、第一欄と第二欄がそれぞれ一票分の効果を持つことになりまして、政党候補の場合に比べて逆に不公平になる。そこで、無所属候補が小選挙区で当選した場合には、その第一欄の記載の政党への議席配分については、この第一欄の記載の数は計算から排除することとして、政党候補の票と公平な扱いとしたものであります。もちろん、無所属候補が第二欄の個人名記載によって小選挙区から当選ができなかった場合には、第一欄の政党名の記載は有効とされ、その政党への議席配分に寄与することになることは申し上げるまでもありません。

以上、答弁を申し上げます。(拍手)

○副議長(村山喜一君) 中野寛成君。

〔中野寛成君登壇〕

○中野寛成君 私、民社党を代表し、政治改革についての我が党の考えを示しつつ、自民党提出及び社会、公明両会派共同提出の政治改革関連法案に対し質問をいたします。

政治改革の第一の理由は、国民の政治不信の解消であります。佐川問題に続く金丸前議員の政治資金の私的流用、不正蓄財事件は、国民の政治不信を決定的にしました。信なくば立たず、国民の政治不信の解消が急務であります。

しかし、それは立法や制度改正のみでできることではありません。現に、金丸事件を初め過去のスキャンダルは、そのときの法律を破ったことばかりであります。金力、権力、暴力を排し、法律を守り、権を正す政治家の反省と決意こそがまず必要であります。

第二は、内外の諸情勢の激変に対応できる政治体制をつくることです。

国民の価値観の多様化は、きめ細かな政治の展開を必要とし、急速な高齢化は、福祉における受益と負担の新たな調整を迫っております。一方、冷戦構造の崩壊は対米依存外交の脱却を迫り、自由貿易の一層の伸展は、我が国の産業間の調整をさえず不可避としております。今日ほど、的確な時代認識と未来への展望に立った政治のリーダーシップが求められているときはありません。硬直化した官僚機構にあぐらをかき、主体性のない非民主的な現在の自民党政治と、自社両党による二大政党制もどきの五五年体制こそ、根本的に打破されるべきであります。

我が党もこの見地から、昨日、米沢書記長が述べました独自の政治改革案を提起したのであります。このことも含めて、政治改革の基本的視点と実現への決意について、自民党及び社会、公明両会派の提出者を見解をお伺いいたします。

次は、国民の価値観の多様化と二大政党制の問題についてであります。

自民党案は、単純小選挙区制の導入であります。小選挙区制は、その性格上、多様な民意を切り捨て、大政党に有利に作用し、二大政党制どころか一党独裁に結びつくものであります。ましてや、民主政治の原則の一つである少数意見の尊重などは、先ほどの自民党の発言を聞いておりますと、完全に抹殺されております。

我が国においては、国民の価値観が多様化する多様化し、幅広い選択の機会が与えられる心豊かな生活先進国づくりが求められております。二大政党制は、国民の多様な要求を無理やり二つの類型

にはめ込み、単純小選挙区制は、白か黒かの選択を迫るやり方であり、価値観の多様化を前提とする新しい政治の建設に明らかに逆行いたします。また、宗教や良心、信条の違いも大切にしなければなりません。むしろ現代社会では、健全な少数政党の存在こそ、民主政治のパロメーターだと言わなければなりません。

政権安定の立場から、二大政党制や小選挙区制を望む声がありますが、英米の二国を除き、先進諸国のはとんどが、複数政党から成る連立政権を持ち、政権も安定をいたしております。政権の安定と二大政党制の関係は薄く、政権の安定の是非は、政党間の対立関係を柱とした政策の距離にかかわっております。自民党案の提出者の見解を伺います。

次は、単純小選挙区制の基本的な問題点についてお伺いします。

第一は、金のかかる選挙となり、政治と金をめぐる国民の政治不信の解消にならないということであり、

実質上の小選挙区である各地の首長選挙においては、公共事業や補助金の配分をめぐって選挙区を二分する、手段を選ばない激しい選挙戦が展開されております。選挙区が小さくなればなるほどこの傾向は増幅されます。また、各選挙区で公認をとることが当選の決め手となり、公認をめぐって派閥間の激烈な争いが生じることが避けられず、この段階でこそ、最も汚い裏金や利権にまつわる腐敗を生み出します。

第二は、議席独占及び政権党幹部の独裁の可能性についてであります。

単純小選挙区制は、多様な民意を切り捨て、三割の得票率で九割の議席を確保できる可能性を持つ制度であります。朝日新聞が昨年の参議院比例代表区の結果をもとに、小選挙区の定数を三百として試算した結果、自民党は、三三%の得票率で三百分の二百七十七議席と、実に全議席の九二%を占めるに至ります。野党は全部でわずか

二十三議席であります。このように単純小選挙区制は、時の政権党に圧倒的に有利であり、その導入は自民党の議席独占につながります。しかも、この制度のもとでは、さきに指摘したごとく、公認権を持つ党幹部が絶大な権力を持つことになり、中曽根元総理がいみじくも、小選挙区制は党独裁の危険を生じると指摘されたとおりであります。

よって、単純小選挙区制の導入は、政治改革を求める国民の声を逆手にとり、自民党の永久政権化を目指す策謀であると断じざるを得ません。昨日からの自民党案提出者の高飛車な、しかし断末魔の叫びにも聞こえる答弁を聞いておりますと、一層その感を深くするものであります。(拍手)

第三は、議席の独占化は立法府の完全な形骸化を招くこととあります。

与党が議席の九割以上を占め、野党が一割というのでは、国会はなきに等しい存在となり、チェック機能も働かず、国政は与党の思うままとなりましょう。政権党の政策が誤っていれば、次の総選挙で政権を交代させることによってチェック機能は働くという声があります。しかし、解散権を持つのは議席を独占している政党の内閣であり、政権党の最も都合のよい時期に解散が行われることを忘れてはなりません。

第四は、仮に政権交代が行われることを認めるとしても、わずかの得票率が議席の差に大きく影響する単純小選挙区制は、政治を逆に不安定にするということとあります。対外政策などの政策面で大きな距離がある政党間で政権交代がもし行われた場合には、我が国の国際的信用も、安定と平和も、国民の繁栄も失う危険があります。

我が党は、以上の見地に立って、小選挙区制を排し、比例代表制に徹するとともに、候補者の顔が見える、民意を公正に反映する、区割りの変更を必要としない、都道府県単位の非拘束名簿式比例代表制を提案しているのであります。

社公同会派の案は、比例代表制をベースとしていることは評価するものでありますが、たとえ選挙の方法論とはいえ、かかる問題を含む小選挙区制が加味されていることを非常に残念に思うものであります。これも社公錯誤、いや試行錯誤の一環なのでしょうか。

以上、諸点について、自民党及び社会、公明両会派の見解を伺います。

最後は、政治と金、民主主義のコストの問題についてであります。

国民の声を聞き、政策にまとめ、その政策を国民に伝えるためには、文書通信費や調査費、人件費など多くのコストが必要であります。仮に、一枚のはがきで選挙区の十万人に政策を伝えるとしても、一回で四百十万人のはがき代を含め、およそ一千万円の経費がかかるであります。

国民はこの事実を正しく認識し、国民全体でそれを支えていくという意識が必要であります。それなくしては、金や権力を持つ政党、組織力を持つ政党のみが有利となり、健全な草の根の民主主義は育ちません。我が党が、国民の行う政治献金について、所得税などに税額控除方式を設け、政治活動に国民から広く浄財を集めようとする主張は、まさにこの見地からであります。

問題は、金の使い道であり、金丸事件のように、政治献金を隠れみのに私的な蓄財に励むことは断じて許されません。また、買収により民意をゆがめることや、献金の見返りに特定の企業に奉仕することも断じて認めるわけにはまいりません。民主主義の健全なコストと政治腐敗の問題とを混同し、金はすべてこれを悪とし、排除しようとすることは危険であり、全体主義の道を開きかねません。

ねません。したがって、政治と金について、透明性を確保し、ルールを明確にし、これに違反した者にはこれを厳罰に処すことによってルールを守らせる措置が必要不可欠であります。

我が党は、この観点から、政治資金は政治団体のみに集中させ、政治資金の私的流用の禁止、政治家個人への献金の禁止、寄附の公開基準を年間一百万円超に引き下げ、連座制の強化と違反者に対する実刑プラス五年間の公権停止などの総合的政治腐敗防止対策を提案しておりますが、自民党及び社会党、公明党の提出者の見解をお伺いいたします。

この際、政治改革は断じて実行しなければなりません。しかし、政治改革に名をかりた政治改革は断固として粉砕しなければなりません。

終わり。(拍手)

〔堀川正十郎君登壇〕

○堀川正十郎君 中野さんにお答え申し上げます。中野さんは、現在は多党化へ向かっている、そういう時代の趨勢にあるということをおっしゃっておられますけれども、しかし、価値観の多様化は確かに進んでおりますが、だからといって多党化がいいということは言っていないと思うのであります。

そうではなくして、要は、国民が選挙で選ぶ、何を選ぶのかといえますと、やはりその政党の政策能力や、あるいは対策に対する能力、あるいはまた政党の責任感、さらには、時代の先見性をどのように実行していくかという、政党のトータルに對して選択をするのでございます。ただ単に政党の宣伝や、単に、あるいはまた国民に迎合

した発言だけで政権を選択しようとはしておりません。

したがって、今後の政治におきましては、そういう政権担当能力を持った有数の政党が、少数でもいい、交代可能な状態において政治が競争され、活力を持っていくことが国民の望んでおるところだと私は思っております。(拍手)

〔大野明君登壇〕

○大野明君 中野さんにお答え申し上げます。

今、二大政党になった場合に、この国民の多様化した価値観、吸収できるかどうかというお尋ねでございます。

既に、堀川議員からお答えがあったと同様のことでございすけれども、いずれにいたしましても、二大政党によしなばなつたとしても、やはりその政党の体質あるいはまた候補者の努力、こういうものが、必ずや国民の価値観というものを十分反映していく、それが政治家の務めであろうと思っております。(拍手)

〔石井一君登壇〕

○石井一君 民社党の中野議員から、四点ほどの問題につきまして、選挙制度に関連をしたものがございすが、既に他の代表の皆様にお答えをいたしましたところと重複するところが非常に多いわけでございます。

要約いたしまして申し上げますが、まず我が党は、今の選挙区が行き詰まったから新しい制度を導入しようとしておるわけではございません。曲がりなりにも、戦後四十七年継続して政権をとってきた与党でございます。また、今後とも同士打ちさえ耐えれば、ある程度続くという自信もございす。

我々は、しかしながら、この際、国民の世論にこたえて、仮に政権から引きずりおろされても構わないという覚悟のもとにこの制度を導入しておるわけでございます。この点につきましては、我が党の悲壮な新制度に対する決意ということをお理解いただきたいと思います。

第二点目は、選挙を現状追認型にするか、あるいは未来志向型に決定するかということでございます。

今の五つの政党の現状を維持するということがなれば、いろいろの知恵も出てまいりますけれども、それは国民の期待にこたえるということにはならないと思ひます。幾多の変遷の中に新しい形態をつくっていく、そのためには何がいかという観点からこの制度を導入しようとしたしておりますことを御理解いただきたいと思います。

金が選挙にかかるといふ問題でございますが、これは自民党に大きく反省をしなければいけないところがあるけれども、現在の制度では、個人後援会を中心とした個人の選挙が行われておるわけでありまして、民社党さんのように、政党と個人とが一体になってやれないというところに大きな問題がある、これをひとつ改正していきたいということでございます。

党の独裁の可能性というふうなことはございすけれども、二大政党がうまく機能しております各政党におきましては、それぞれの組織を強化し、中央と地方との連携のもとにしっかりとリーダーシップをつくっておるわけでありまして、これも今後の課題として解決をしていきたいと考えております。

また、国会の形骸化につきましても、例えばイギリスの例を見ましても、影の内閣は十分に機能いたしております。フロントベンチャーとバックベンチャーがどのような形で議論を進めておるか。我が国の国会よりもはるかに形骸化の少ない中に二大政党が機能しておるわけでございます。これも今後の努力によってすべてが解決するとうふに考えております。

三割が九割とか一割が九割とかという御心配は要りません。そういうところはほとんど見たことがないわけでありまして、二大政党におきましては、スムーズに政権が交代するというのが原則でありますから、そういう御懸念はひとつ御容赦をいただきたいと思います。

以上であります。(拍手)

〔額賀福志郎君登壇〕

○額賀福志郎君 中野先生にお答えをいたします。

質問の内容は、民主主義のコストと政治の腐敗についてであります。

私は、今度の政治改革の議論におきまして最も議論を展開しなければならぬことは、これまでの反省を踏まえながらも、今後、議会制民主主義をどういうふうに進展していくかという未来志向型の議論であろうと考えるわけでありまして、その意味におきましては、本来の政党政治の機能というものは、一つは国民の意思をさまざまな価値観のある中でどういうふうに通達して、どういうふうに通達していくかということでありまして、また、あるときは、やはり十年、二十年先をよく見通しまして、強力なリーダーシップをもとに世論形成を図り、政策の意思決定を図っていか

なければならないということでありまして。

いずれにいたしましても、責任ある政党は、国民の意思の吸収、世論形成、政策立案、普及宣伝、民主主義というものを活力あるものにしていくためには、どれをとっても相当の多額の金を要するものであります。だから、問題は、政治に対してどういう金を集めて、どういうふうに使われていくかをチェックすることでありまして。我が党は、政治家の倫理観の向上はもとより、腐敗行為の防止策の強化、それに有権者の皆様の一層の自覚など、さまざまな面で努力を続け、政治の透明性を図るとともに、それらを担保するために、今回、選挙制度や政治資金制度を抜本的に大改革すること、自由と民主主義を敢然と守ってまいりたいと期しているものであります。

答弁を終わります。(拍手)

〔早川勝君登壇〕

○早川勝君 先ほどの塩川議員の発言に関しまして、社会党は何でも反対する政党だ、それを訂正されて、時に賛成することもあるという訂正をされましたが、社会党は、毎国会八〇％の法案に賛成をいたしておることをぜひ御存じいただきたいと思っております。

中野議員の御質問に二点お答えをいたします。まず第一点は、小選挙区制にかかわる問題でございます。

小選挙区を併用、活用することによって金がかかるのではないかと御指摘でございます。先ほどの、評価という言葉をいただきましたが、社会党の提案いたしております選挙制度は、比例代表制を本旨とするものであります。政党本位、政策中心の選挙となりますので、いわゆる単

純小選挙区制と異なり、巨額な金が必要になる、こういふことと根本的に異なることを御理解いただきたいと思います。

ところで、どのような選挙制度でありまして、選挙運動とは、有権者に投票を求める行為であります。金で汚染されるおそれ全くなくなるというのではないと思っております。したがって、政治と金の関係を断ち切るには、選挙制度と、それは別に腐敗防止のための法制度が必要であることは申すまでもありません。とはいいまして、金によって汚染されやすい選挙制度と、金をつぎ込んで効果の薄い選挙制度があることも事実でございます。その点からいえば、自民党の単純小選挙区案では、一選挙区当たりの有権者の数が少なく、平均二十五万人ということでございます。むしろ地盤培養行為がやりやすくなり、かつて腐敗を招く結果となることは、奄美群島区の実態から見ても明らかでございます。

その他、小選挙区制の問題点で三つ御指摘になりました。得票率と議席率の関係で、独占の問題、また、幹部独裁の問題が指摘ございました。その点は全くそのとおりだと私たちも認識いたしております。また、国会の形骸化の指摘もございました。そしてまた、政党に対する有権者の支持率がわずかな変化で大きく増幅されて、それが議席の変化にあらわれる、つまり政治の振れや振幅が大きくなり、政治の不安定をもたらす結果となる、こういった点を御指摘されましたが、全くそのとおりだと認識をいたしております。したがって、単純小選挙区制、この制度は認めたいという考え方でございます。

第二点は、政治と金、民主主義のコストの問題

についてでございます。

議会制民主主義は、実質的に政党によって担われております。そして、政党において国民の政策的な要求を酌み取り、これを整合性のある政策にまとめ上げ、議会制度を通じて実現していくこと、あるいは、その政策について国民の理解を求めていく、その活動には多くの費用がかかることはどうしても避けられないと思っております。このような民主主義のコストにつきましては、本来、個人の浄財を広く薄く集めることによって賄われるべきこと、全く御主張のとおりでございます。

現在において、企業は大きな組織と巨大な経済力を持っており、その力に任せて政党や政治に介入することを許すならば、政治がゆがめられることは明らかでございます。ましてや、裏金などによる政治腐敗を許してはならないと思っております。そこで、政治資金の規制を強化し、企業・団体献金を禁止すると同時に、政治資金についての透明度を飛躍的に高める必要があります。したがって、御提案の、個人の政治献金に対する税制上の配慮も検討課題でございます。総合的政治腐敗防止対策については賛同いたします。一致協力して実現を図りたいと存じます。

なお、付言させていただきます。高名な社会学者の言葉でございますが、政治を天職と考え、政治に一生をかける有能な職業政治家を育てる条件を整備することがこの際必要だと私は考えます。国際化、地球化時代に求められる現代的な政治家は、副業政治家でもなければ、族議員化する金権政治家でもございせん。かたい信念と高い志、激変する事象に対する冷静な判断力、加えて、現在よりもより、未来に対しても責

平成五年四月十四日 衆議院會議録第二十号

公職選挙法の一部を改正する法律案(梶山静六君外二十三名提出)外九案の趣旨説明に対する中野寛成君の質疑 朗読を省略し
た議長報告

二〇

任を持つ歴史観と洞察力ある政治家こそ、国民が求め、期待するものであります。かかる政治家と政党、そして政治に対して、国民は民主主義のコストとして経済的負担をいとわないと確信いたします。金に毒され、金にむしばまれてきた金権腐敗の政治に決別し、高潔、高潔な政治を築くことが私たちの責務であると考えております。

今こそ、勇気と決断が求められていることを強調いたします、答弁にいたします。(拍手)

〔井上義久君登壇〕

○井上義久君 政治改革の基本的な視点と実現への決意についてのお尋ねがありました。

一九八八年にリクルート事件が発覚して以来、共和、佐川、そして今回の金丸問題と、この十年間は大規模な政治スキャンダルが相次ぎ、その都度、真相解明と腐敗防止が叫ばれてまいったわけでございますけれども、主として自民党のサポーターによりまして、ほとんど進展してこなかったことは、議員御承知のとおりでございます。政治の場に身を置く一人として、まことにじくじたるものがございます。

この間、世界は冷戦終結という歴史的な転換期を迎え、新たな平和システムの構築や世界経済の活性化、ソ連、東欧支援、あるいは地球環境の問題等が惹起しております。国内にあっては、バブル経済崩壊後の日本経済のリストラや国民生活の質の向上をどう実現するのか、また、高齢化社会への対応など、さまざまな課題を抱えており、これらの山積する問題に政治がどのように対応するかということが迫られております。

しかしながら、国民の目から見ますと、政治は、スキャンダルに明け暮れ、これらの内外の重

要課題に全くと言っていいほど対応し切れていないというのが実態であり、何のための政治なのか、そのような怒りが渦巻いております。こうした政治の構造を今こそ抜本的に改革しなければならぬと思います。

日本の民主主義はがけっ縁に立っており、政治改革は待たなれどございます。これ以上現状を続けることは許されぬ、そういう厳しい認識、また、危機意識を私どもは持ちまして、今回政治改革関連六法案を提案した次第でございます。

党利党略を排し、各党各人が身を削り、血を流す決意で、今国会でどうしても国民の納得できる抜本的な政治改革をなし遂げ、政治腐敗と決別をしなければならぬと思っております。そして、内外の激変に対応できる新たな政治システムを構築しなければならぬと深く決意をいたしておる次第でございます。

私どもの提案をしております小選挙区併用型比例代表制は、民意の反映という選挙制度の基本にかなうものであることは、これは当然でございますけれども、自民党の一党支配を打破して、政権交代可能な日本の民主政治を確立する突破口を切り開くものであり、あわせて、政治腐敗と決別し、政党本位、政策本位の選挙を担保するといふ、今選挙制度改革に求められているすべての条件、課題を十分にクリアできるものであると確信をいたしておる次第でございます。ぜひとも私どもの提案をしております法案に御賛同いただいで、今国会で政治改革を実現をしたい、このように重ねて要請するものでございます。(拍手)

○副議長(村山喜一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(村山喜一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時十四分散会

出席閣僚大臣

通商産業大臣 森 喜朗君
自治大臣 村田敬次郎君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)
一、昨十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

林業基本法第九条第一項の規定に基づく平成四年度林業の動向に関する年次報告
林業基本法第九条第二項の規定に基づく平成五年度において講じようとする林業施策についての文書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

吉井 英勝君 菅野 悦子君

菅野 悦子君 吉井 英勝君

法務委員

辞任 補欠

大内 啓伍君 中野 寛成君

大蔵委員 中野 寛成君 大内 啓伍君

辞任 補欠

池田 元久君 後藤 茂君

後藤 茂君 池田 元久君

商工委員

辞任 補欠

渡辺 秀央君 柳本 卓治君

後藤 茂君 小岩井 清君

鈴木 久君 貴志 八郎君

柳本 卓治君 渡辺 秀央君

貴志 八郎君 鈴木 久君

小岩井 清君 後藤 茂君

労働委員

辞任 補欠

伊藤 英成君 柳田 稔君

建設委員

辞任 補欠

植竹 繁雄君 渡辺 秀央君

貴志 八郎君 鈴木 久君

渡辺 秀央君 植竹 繁雄君

鈴木 久君 貴志 八郎君

予算委員

辞任 補欠

中野 寛成君 大内 啓伍君

大内 啓伍君 中野 寛成君

(議案提出)

一、昨十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

地方行政委員会 付託

(議案送付)

一、昨十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案
船舶安全法の一部を改正する法律案

貿易保険法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成五年二月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

貿易保険法の一部を改正する法律
貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 普通輸出保険(第九条—第十三条)
- 第三章 輸出入代金保険(第十四条—第十九条)
- 第四章 為替変動保険(第二十条—第二十三条)
- 第五章 輸出手形保険(第二十三条—第二十七条)
- 第六章 輸出保証保険(第二十八条—第三十二条)
- 第七章 前払輸入保険(第三十三条—第三十七条)

第八章 仲介貿易保険(第三十八条—第四十二条)

第九章 海外投資保険(第四十三条—第四十六条)

第十章 海外事業資金貸付保険(第四十七条—第五十一条)

第十一章 再保険(第五十二条)

第十二章 不服の申出(第五十三条)

第十三章 貿易保険審議会(第五十四条—第五十六条)

附則

第十八条を第五十六条とし、第十七条を第五十五条とする。

第十六条第二項中「第十四条の十六第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十四条とする。

第七章を第十三章とする。

第十五条第一項中「第五条の六の四」を「第二二条」に、「第一条の五」を「第六条」に、「第一条の六」を「第七条」に改め、第六章中同条を第五十三条とする。

第六章を第十二章とする。

第五章の二中第十四条の十六を第五十二条とする。

第五章の二を第十一章とする。

第十四条の十五中「第十四条の十三第一項から第四項まで」を「第四十四条第一項から第三項まで」に改め、第五章中同条を第四十六条とする。

第十四条の十四中「履行遅滞元本」を削り、「信用事故配当金請求権等若しくは履行遅滞利子請求権」を「若しくは信用事故配当金請求権等」に改め、「履行遅滞求償権」を削り、同条を第四十五条とする。

条とする。

第十四条の十三第一項中「第三号まで」を「第四号まで」に、「同項第二号」を「同項第三号」に、「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第二項中「前条第二項第四号」を「前条第二項第五号」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第三項中「前条第二項第五号又は第六号」若しくは「ハのいずれか」を「前条第二項第六号」に改め、「前条第二項第五号に該当する事由に係る場合にあつては」及び「同項第六号」又は「ハに該当する事由に係る場合にあつては」百分の九十の範囲内において政令で定める割合を」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項第一号中「第三号まで、第五号又は第六号」若しくは「ロ」を「第四号まで又は第六号」に改め、同項第二号中「第三号まで、第五号又は第六号」を「第四号まで又は第六号」に改め、同項第三号中「第三項各号」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項及び前項」を「及び前二項」に、「第三号まで、第五号又は第六号」若しくは「ハ」を「第四号まで又は第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条を第四十四条とする。

第十四条の十二第二項第一号中「貸付金債権、社債等若しくは公債等」を「若しくは債権等」に、「元本」を「この章において「元本」に、「若しくは貸付金債権、社債等若しくは公債等」を「若しくは債権等」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「第一条の二第六項第一号から第三号まで」を「第二条第十六項第一号又は第二号に改め、同号」中「(第一条の二第十六項第二号に掲げる海

外投資にあつては、株式等の取得の相手方を除く。を削り、「(第二号)を(第三号)に改め、同

号中「第一号の二又は第二号」を「第二号又は第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第一号又は第二号」を「第一号、第三号又は次

号」に、「貸付金債権、社債等若しくは公債等」を「債権等」に、「第一号の二又は第二号」を「第二号、第三号又は次号」に改め、同項中同号を第五号とし、

第十六項第四号」を「第二条第十六項第三号」に改め、同号」中「(第一条の二第十六項第二号に掲げる海外投資にあつては、株式等の取得の相手方を除く。を削り、同号を同項第三号とし、同項

第一号の二中「第一条の二第十六項第二号、第三号又は第五号の」及び「(第五号及び第六号を除き、以下この章において単に「保証債務」という。を削り、同号を同項第二号とし、同条第三項中「こ

えて」を「超えて」に改め、同条を第四十三条とする。

第五章を第九章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十章 海外事業資金貸付保険

(保険契約)
第四十七条 政府は、海外事業資金貸付保険を引き受けることができる。

2 海外事業資金貸付保険は、海外事業資金貸付を行った者が次の各号の一に該当する事由により貸付金債権等の元本若しくは利子(以下「貸付金等」という。)を回収することができないことにより受ける損失又は第一号から第四号までの一に該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによつて保

平成五年四月十四日 衆議院会議録第二十号 貿易保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行(第一号から第四号までの一に該当する事由によるものを除く。)が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと(保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から六月を経過する日までの期間にわたるものに限る。)により受ける損失をてん補する貿易保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 外国における戦争、革命又は内乱

三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、海外事業資金貸付(保証債務の負担を除く。以下この項において同じ。)を行つた者若しくはその相手方又は保証債務を負担した者若しくは保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないもの

四 海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者の破産

五 海外事業資金貸付の相手方の六月以上の債務の履行遅滞(海外事業資金貸付を行つた者の責めに帰することができないものに限る。)

(保険価額)

第四十八条 海外事業資金貸付保険においては、海外事業資金貸付に係る貸付金等又は保証債務(二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきとき、又は保証債務を履行すべきときは、一の時期において償還を受けるべき当該貸付金等の部分又は履行すべき当該保証債務の部分)の額を保険価額とする。

2 海外事業資金貸付保険の保険金額が保険価額に第二号第十七項第一号に掲げる事業に係る海外事業資金貸付にあつては、百分の九十五の範囲内において政令で定める割合を、同項第二号に掲げる事業に係る海外事業資金貸付にあつては、百分の九十七・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。

(保険金)

第四十九条 海外事業資金貸付保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち海外事業資金貸付を行つた者が第四十七条第二項各号の一に該当する事由により償還期限(同項第五号に該当する事由によるときは、償還期限後六月を経過した時。以下同じ。)までに回収することができない貸付金等の額又は同項第一号から第四号までの一に該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことにより保証債務の履行として支払つた額若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行(同項第一号から第四号までの一に該当する事由によるものを除く。)が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から六月を経過する日までに回収することができない金額(保証債務を負担した者の責めに帰すべき事由により回収することができない金額を除く。)から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 償還期限後又は保証債務を履行した後若しくは求償権の取得の日から六月を経過した日後に回収した金額

(回収)

第五十条 保険金の支払を受けた者は、貸付金等の回収又は保証債務の履行により取得した財産上の権利の行使に努めなければならない。

(回収金の納付)

第五十一条 保険金の支払を受けた者は、その支払の請求をした後回収した金額から償還期限又は保証債務を履行した日若しくは求償権の取得の日から六月を経過した日以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第四十九条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第十四条の十一中「第十四条の九を」第十四条に改め、第四章の四中同条を第四十二条とする。

第十四条の十を第四十一条とする。

第十四条の九中「第十四条の七第二項各号」を「第三十八条第二項各号」に改め、同条を第四十条とする。

「第三十八条第二項各号」に改め、同条を第四十条とする。

第十四条の八第一項中「以下同じ。」を削り、同条を第三十九条とする。

第十四条の七第二項中「第五条の第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条を第三十八条とする。

第四章の四を第八章とする。

第十四条の六中「第十四条の四」を「第三十五条」に改め、第四章の三中同条を第三十七条とする。

第十四条の五を第三十六条とする。

第十四条の四中「第十四条の第二項各号」を「第三十三条第二項各号」に改め、同条を第三十五条とする。

第十四条の三を第三十四条とし、第十四条の二を第三十三条とする。

第四章の三を第七章とする。

第十一条から第十四条までを削る。

第十条の六中「第十条の四」を「第三十条」に改め、第四章の二中同条を第三十二条とする。

第十条の五第二項中「第一条の第二項第九項第三号」を「第一条第九項第三号」に改め、同条を第三十一条とする。

第十条の四中「第十条の第二項各号」を「第二十八条第二項各号」に、「第一条の第二項第九項第一号」を「第一条第九項第一号」に改め、同条を第三十条とする。

第十条の三を第二十九条とする。

第十条の二第二項第一号中「第一条の第二項第九項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同項第二号中「第三条各号」を「第九条第二項各号」に改め、同条を第二十八条とする。

第四章の二を第六章とする。

第四章を削る。

第五条の十一一条中「請求権」を「請求権」に、「第五条の九」を「第二十五条」に改め、第三章の三中同条を第二十七条とする。

第五条の十第一項中「第五条の七第二項」を「第二十三条第二項」に、「請求権」を「請求権」に改め、同条第二項中「請求権」を「請求権」に、「責」を「責め」に、「請求権」を「請求権」に改め、同条を第二十六条とする。

第十五条の十第一項中「第五条の七第二項」を「第二十三条第二項」に、「請求権」を「請求権」に改め、同条第二項中「請求権」を「請求権」に、「責」を「責め」に、「請求権」を「請求権」に改め、同条を第二十六条とする。

第五条の九を第二十五条とし、第五条の八を第二十四条とし、第五条の七を第二十三条とする。

第三章の三を第五章とする。

第五条の六の四中「第五条の六の二第二項第二号」を「第二十条第二項第二号」に改め、第三章の二中同条を第二十二号とする。

第五条の六の三を第二十一条とし、第五条の六の二を第二十条とする。

第三章の二を第四章とする。

第五条の六中「第五条の二第二項」を「第十四条第二項」に、「第五条の四」を「第十六条」に、「第五条の二第二項第三号」を「第十四条第二項第三号」に、「第五条の六」を「第十九条」に、「第五条の五の二」を「第十八条」に改め、第三章中同条を第十九条とする。

第五条の五の二中「第五条の四」を「第十六条」に改め、同条を第十八条とする。

第五条の五中「基く」を「基づく」に改め、同条を第十七条とする。

第五条の四中「てん補」を「てん補」に、「第五条の二第二項各号」を「第十四条第二項各号」に、「六箇月」を「六月」に、「左の」を「次の」に改め、同条を第十六条とする。

第五条の三第一項中「基く」を「基づく」に改め、「以下同じ」を削り、同条を第十五条とする。

第五条の二第二項第三号中「の外」を「のほか」に、「責」を「責め」に改め、同項第五号中「六箇月」を「六月」に、「責」を「責め」に改め、同条第三項中「申込」を「申込み」に改め、同条を第十四条とする。

第五条中「第三条」を「第九条第二項」に、「同条第六号」を「同項第六号」に、「第五条」を「第十三

条」に、「同条第八号」を「同項第八号」に改め、第二章中同条を第十三条とする。

第四条の三中「第四条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改め、同条を第十二条とする。

第四条の二中「第三号」を「第九条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第四条第一項中「前条各号」を「前条第二項各号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第三条に見出しとして「(保険契約)」を付し、同条中「第一条の二の二第二項」を「第三条第一項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第九条とする。

政府は、普通輸出保険を引き受けることができる。

第二条の前の見出し及び同条を削る。

第一条の七に次の一号を加え、第一章中同条を第八条とする。

九 一 会計年度内に引き受ける海外事業資金貸付保険の保険金額の総額

第一条の六を第七号とし、第一条の五を第六号とし、第一条の四を第五号とする。

第一条の三中「及び海外投資保険」を、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険」に改め、同条を第四条とする。

第一条の二の二第四項中「第三章の二及び第四章の二」を「第四章及び第六章」に、「第五条の二第二項」を「第五号の六の二第二項又は第十号の二第二項」を「第十四条第二項、第二十号第二項又は第二十八号第二項」に改め、同条第五項中「第三章の二及び第四章の二」を「第四章及び第六章」に、「第十

条の二第二項」を「第二十八号第二項」に改め、同条第六項中「第四章の四」を「第八章」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二第二項中「定が」を「定めが」に改め、同条第三項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第五項中「定が」を「定めが」に改め、同条第七項中「第五条の二第二項」を「第十四条第二項」に、「あてられる」を「充てられる」に改め、同条第十六項中「次に」を「本邦法人又は本邦人が行う次に」に改め、同項中第二号及び第三号を削り、第一号の次に次の一号を加える。

二 外国法人(当該本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他の方法によりその経営を實質的に支配しているものに限る。以下この号において同じ。)に対する本邦外において行う事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するため発行される外国法人の社債その他これに準ずる債券(以下「債権等」という。)の取得又は当該資金に充てられる外国法人の長期借入金に係る保証債務(保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。次項において同じ。)の負担

第一条の二第十六項中第四号を第三号とし、第五号を削り、同条に次の一項を加え、同条を第二

17 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人又は本邦人が行う外国政府等、外国法人(当該本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他の方法によりその経営を實質的に支配して

いるものを除く。以下この項において同じ。)若しくは外国人に対する次に掲げる事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券(以下「貸付金債権等」という。)の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外国人の長期借入金に係る保証債務の負担をいう。

一 本邦外において行う事業(次号に掲げるものを除く。)

二 本邦外において行う輸出貨物の生産の事業その他の当該国の対外取引の発達に著しく寄与する事業であつて政令で定めるもの

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に政府が引き受けた海外投資保険については、なお従前の例による。

(貿易保険特別会計法の一部改正)

3 貿易保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条」を「次条」に改める。

第四条中「第四条の三、第五条の五の二、第五号の十一、第十号の六、第十四条の六、第十四条の十一及び第十四条の十五」を「第十二条、第十八条、第二十七号、第三十二号、第三十七

条、第四十二号、第四十六号及び第五十一号」に、「第十四条の十六第一項」を「第五十二

1

2

3

1

2

3

1

2

3

1

2

3

1

一項に、「第五条の六の四」を「第二十二條」に改める。

附則第三項第一号中「第四條の二、第五條の五、第五條の十第一項又は第十四條の四」を「第十一條、第十七條、第二十六條第一項又は第四十五條」に改め、同項第二号中「第四條の三、第五條の五の二、第五條の十一及び第十四條の五」を「第十二條、第十八條、第二十七條及び第四十六條」に改める。

理 由

發展途上国等における累積債務の増大等に伴い、本邦法人等による發展途上国等に対する事業資金の貸付け及び出資等が減少している状況に適切に対処するため、海外事業資金貸付保険を新設して事業資金の貸付けに伴う危険のてん補を拡充するとともに、海外投資保険のてん補率の上限を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、發展途上国等における累積債務の増大等に伴い、本邦法人等による發展途上国等に対する事業資金の貸付け及び出資等が減少している状況に適切に対処するため、貿易保険制度の拡充・整備を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 海外事業資金貸付保険の新設

外国政府等、外国法人若しくは外国人に対するその本邦外において行う事業に必要な長

期資金の貸付等について、当該貸付金の回収不能に伴う損失等をしてん補する海外事業資金貸付保険を新設する。

2 海外投資保険の改正

海外投資保険の対象となる「海外投資」の定義について、海外事業資金貸付保険の新設に伴う所要の改正を行うとともに、てん補率の上限を百分の九十から百分の九十五に引き上げる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、貿易保険制度の拡充・整備を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

平成五年度貿易保険特別会計において、同年度内における海外事業資金貸付保険の保険契約限度額として三千百億円が計上されている。右報告する。

平成五年四月十三日

商工委員長 井上 普方
衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院會議録第十六号中正誤

一 段 行 誤

一 三 末 八 法律法

正 法律案